

平成26年3月11日

◎中内委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10時00分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《観光振興部》

◎中内委員長 それでは、観光振興部についてでございます。

◎久保観光振興部長 観光振興部では、昨年度からスタートの第2期産業振興計画に掲げました10年後の435万人観光を見据えながら、まずは400万人観光の達成に向けまして、「リョーマの休日」キャンペーンを初めとしたさまざまな取り組みを進めてまいりました。平成25年の暦年の県外観光客の入り込み数につきましては、知事が提案説明でも申し上げましたように、NHK大河ドラマ龍馬伝の放送されました平成22年以来、3年ぶりに400万人を超え407万人となりました。龍馬伝以前は310万人前後で推移しておりましたが、県議会を初め地域の方々や県民の皆様それぞれのお立場で懸命に観光振興に取り組んでいただき、そのことがこの数字にあらわれてきているのではないかと思います。来年度からは、引き続き観光キャンペーン「リョーマの休日」を行っていく中で、「高知家の食卓」として本県の大きな強みであります食を前面に出した誘客を行うこととしております。旅行先での大きな楽しみの一つである食について、地域地域で観光商品としての磨き上げを行い、積極的にPRし、観光客の皆様を食でおもてなしすることで多くの方々に高知を楽しんでいただきたいと考えております。また、そのことが地産外商にもつながりますし、最終的には移住にもつながればと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き御助言・御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、観光振興部の平成26年度当初予算案につきまして総括説明をさせていただきます。

まず、当初予算でございます。

資料右上に②と記載されています当初予算議案説明書の303ページをお願いいたします。

観光振興部の一般会計当初予算額は17億9,000万円余りとなっております。平成25年度と比べますと約7,800万円、率にして4.5%ほどの増額となっております。

それでは次に、青のインデックスで観光振興部とあるものをお願いいたします。

1ページをお開きください。

上の端に観光振興部平成26年度当初予算案の概要とある資料でございますけれども、この資料は、第2期産業振興計画の観光分野の8つの取り組み方針に沿って、観光振興部が平成26年度に実施しようとしております主な事業を整理したものでございます。新規事業を中心に御説明をさせていただきます。

左のほうに上から順番に下向けに取り組み方針の1、2、3と記載しておりますが、まず一番下の枠組み、取り組み方針3の広域観光の推進をごらんください。

拡充の表示をしております広域観光推進事業につきましては、広域観光組織が実施をします、昨年度までの情報発信やセールス活動などの取り組みに加えまして、御当地グルメなどの食の観光商品化や、またはた博後のさらなる誘客に向けた取り組みを支援するため、広域観光組織に対する補助金を拡充するものでございます。

次に、同じ枠組み、右側の(2)NEWの表示をしております観光商品ブランド化支援事業につきましては、次のページにございます取り組み方針5の人材の育成にも関連する取り組みとなっております、全国から人を呼べる、観光客を呼べる本県ならではの観光商品のブランド化を目指しまして旅行会社の造成担当者などの専門家のアドバイスにより、魅力ある観光商品づくりを促進するとともに、この取り組みを通じて地域での観光を担う人材の育成を図るものでございます。

3ページをお開きください。

下の枠組みの取り組み方針8、国際観光の推進の右側の(4)観光振興推進事業費でNEWの表示をしております国際観光の推進に向けた新たな取り組みでございます。これは、従来の定型的で表面的な日本旅行では決して味わえない本物の日本を感じていただけるような旅行を高知で味わっていただくとするものでして、他県との差別化を図ろうという取り組みでございます。

以上、新規事業を中心に概要を御説明させていただきましたが、各事業の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

平成25年度の補正予算につきましては、地域観光課とおもてなし課の2課について減額補正がございます。よろしく申し上げます。

また、条例議案としまして、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案がございます。詳細は、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

◎中内委員長 ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈観光政策課〉

◎中内委員長 まず、観光政策課山脇課長、お願いします。

◎山脇観光政策課長 それでは、観光政策課の平成26年度当初予算案の説明をさせていただきます。

右肩に②とありますドッチファイルの中の議案説明書の303ページをお開きください。

この一番上に観光政策課の予算を計上してあります。総額で12億6,000万円余を計上し

ておりまして、前年度と比較しますと7.1%の増となっております。

次のページをお開きください。304ページです。

こちらが、歳入のほうでございます。

主なものとして、中ほどに12繰入金とございます。2のこうちふるさと寄附金基金繰り入れというのは、政策企画課でまとめてますこうちふるさと寄附金の一部を龍馬パスポートの事業の財源に充てるといったものでございます。

それ以外の歳入につきましては、また歳出のほうで触れさせていただきたいと思えます。

1 ページおめくりください。

こちらから歳出です。

右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

人件費を飛ばしまして、2 観光振興企画調整費でございます。

2つ目の観光客動向調査委託料につきましては、高知県を訪れました観光客の動向を把握し、今後の観光戦略に生かすために県内の主要な観光施設のアンケート調査を実施するものでございます。

その下の四国ツーリズム創造機構等負担金につきましては、主なものとして同機構への負担金が3,500万円、四国4県全体の情報発信、対外プロモーションにつきましては当機構がその役割を担っております。この活動に四国4県、JR等の関係機関がそれぞれ人的、財政的な支援を行っておりまして、平成25年度からは副本部長ポストに高知県職員を派遣しているところでございます。

続きまして、大きな3 観光振興推進事業費でございます。

海外情報発信委託料につきましては、国際観光におけます最優先市場と位置づけております台湾での現地旅行専用サイトの開設ですとか、例えば韓国の航空会社の機内誌への掲載といったような高知県の観光情報を海外で発信する経費でございます。

306ページでございます。

観光情報交換会等実施委託料につきましては、本県のさまざまな素材を全国に効果的に発信していくために、メディアに向けた県の情報発信とか、メディアの方々に集まっただいて定期的に情報交換会を開催するなどを行うものでございます。本年度まで、全国のネットワークを持つ首都圏のマスメディアを主に対象にしておりましたが、来年度からは中京圏、関西圏へとネットワークを持つマスメディアを対象を広げまして、また食を前面に発信していきたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど別の資料で説明させていただきます。

その下に起業支援型地域雇用創造の委託料が2件ございます。いずれも国の基金事業を活用したものでございます。スポーツ施設整備事業につきましては、現在多くのサッカー

合宿ですとか大会を受け入れております黒潮町の西南大規模公園内のグラウンドの冬芝の整備といったことで、合宿受け入れの環境を整えようとするものでございます。活動強化事業につきましては、Ｊリーグ入りを目指して活動している県内のサッカークラブチームアイゴッソ高知によるサッカースクールの開催などを通じたスポーツ振興事業などを行っていく事業でございます。

その下、スーパーよさこい高知県チーム参加負担金、よさこい祭支援事業費補助金がございます。全国に向けて本県よさこい高知をアピールすることで、認知度を高め、本県への誘客を促進することを目的に、上のほうはスーパーよさこいに出場する高知県チームの参加負担の経費の一部を負担するもの、その下は本県のよさこい祭の運営を支援するものでございまして、額は昨年と同額となっております。

下から３番目、観光振興推進事業費補助金につきましては、県の観光コンベンション協会への補助金ですけれども、事業の詳細につきましては別の資料で詳しく説明をさせていただきます。

最後の事務費につきましては、課の活動経費のほか、県外事務所で行います観光PR経費などでございます。主なものとしましては、国際観光に関するものとして1,344万円、スポーツツーリズムで402万円、県外事務所351万円、海外へのよさこい派遣に関して693万円となっております。

次に、307ページをお開きください。

債務負担行為が1件ございます。これは、JR高知駅前のこうち旅広場の管理運営につきまして、平成27年度分に見込まれる経費を債務負担行為でお願いするものでございます。

旅広場につきましては、高知県観光の総合的な情報発信機能及び地域への周遊のハブ機能として整備をいたしまして、現在コンベンション協会のほうが管理運営を行っております。県の観光キャンペーン「リョーマの休日」を平成27年度まで2年間継続させることとしておりますけれども、旅広場につきましても引き続き同様に高知県観光の総合窓口としての機能を継続させたいと考えております。

説明書による説明は以上ですけれども、こちらの参考資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

赤い観光政策課のインデックスでございます。

まず、こちらには平成25年の県外からの観光客の入り込み数の推計値を掲載しております。

例年ですと、4月の業務概要の委員会でいろんな観光消費額ですとか出発エリア、滞在時間などの結果とあわせまして報告させていただいておりますけれども、入り込み客数の総数につきましては既に推計値として確定をいたしましたので、この場で、部分的な報告で

すけども報告させていただきます。

左側に昨年の入り込み数、合計で下の欄行きますと407万人ということになっておりまして、その内訳を見ますと、中ほどにあります乗用車、その下の観光バス、この2つで86%というシェアになっておりまして、特に乗用車の割合が高いといった状況でございます。全国的にやはり旅行形態が個人型へと変化しておる中で、本県への来高者につきましても同様の傾向が出ているんじゃないかと考えております。また、観光バスも20.6%と、やはり高い割合を占めておりまして、高知県に団体ツアーに申し込まれて来られる方も依然としていらっしゃるということだと思います。

右側に一昨年との比較をしております。いずれの交通機関もふえておりますけども、やはり飛行機、それから乗用車の割合が高くなっております。それから、まだ数は少ないですけども、一番下の客船、昨年は豪華客船の高知新港への寄港が大幅にふえまして、港からの観光入り込み数も伸びているといった状況でございます。

現在、観光消費額ですとか、その内訳、それから出発エリアの状況、平均の滞在日数とか、集計作業を行っております、そうした数値もあわせて総合的な分析、検証を行いまして、改めまして直近の委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

5ページをおめくりください。

これは、観光コンベンション協会への補助金で、右上に予算総額を書いております。25年の現計予算とほぼ同額の予算計上となっております。

下半分にコンベンション事業の主な事業を4つに分けて掲載をしております。

まず、左上の観光客誘致事業につきましては、旅行会社を通じた国内外からの誘客を図るといった事業がここに入ります。主に県外、国外の旅行会社に対するセールス活動、それから旅行会社の方に実際高知に来てもらうといった、見てもらうモニターツアー、それから国際チャーター便の運航支援といったことなどを行ってまいります。額がふえておりますけども、特に来年度は海外からのチャーター便がさらに増加すると見込んでおります。また、幾つかの大手旅行会社が四国をターゲットにした送客キャンペーンを実施する予定をしていることなどから増加を見込んでいるところでございます。

その下の観光客受け入れ事業でございます。

これは、高知県側における受け入れ体制の充実、いわゆる着地側での充実といったものを図っていくための事業でございます、旅広場を中心とした観光案内、繁忙期における渋滞対策やサービスエリアなどの臨時観光案内所の設置、周遊・リピーター対策としての龍馬パスポート事業、おもてなし研修、観光ガイドタクシーなどを行っていきます。事業費が落ちてますのは、旅広場の運営に係る人員配置の見直しなどによる委託費の減といったものが主な要因でございます。

右上に行きまして、スポーツ誘致事業でございます。

プロ野球キャンプを初めラグビー、サッカー、ゴルフなどトップレベルのキャンプ、大会の誘致拡大を図っていきたいと考えております。また、ここ数年件数が伸びておりますアマチュアのスポーツ合宿につきましても、これまで関西圏が中心でございましたけども、中京地区、首都圏へ拡大してまいります。あわせて、全てのチームに合宿全般に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果を踏まえた改善を行っていくことで、本県への合宿の定着を図り、さらには試合とか大会へと広げていきたいと考えております。

次のページをお開きください。

観光プロモーション事業の全体事業費の概要を予算ごとに分けたものでして、左側の縦軸としてエリア別、それから上の欄にメディアを使った広報、パブリシティ、右側には一般向けの紙媒体、パンフレット等の予算を計上しております。

まず、左側のエリア別ですけども、首都圏向けにはまだまだ高知に来られてない、まだ十分に高知の魅力を知らえてないといったことから、より多くの方々に高知の魅力を伝えることを中心に、メディアの力をかりたプロモーションを中心にやっていきたいと考えております。

その下の関西、中京圏につきましては、人口の多いエリアでもございますし、特に関西などはかなり高知にいらっしゃった方もいます。ということで、こちらのほうは直接高知に引っ張ってくるような情報を中心に、本県と協定を結んでいる高速道路NEXCOですとかJRなどの協力も得まして、例えばサービスエリア、パーキングエリア、JRの主要駅、長距離バスのターミナルとかいった、より旅行者が接触しやすい場所を中心に県外事務所と連携しながらPRしてまいります。

一番下の中国四国の近隣圏につきましては、近いといったこと、それから本県に来たことのある方が多いといったこともありまして、例えば週末情報のような旬な情報を小まめに発信していく形で今進めております。平成26年度からは、特に県外からの集客力の高い食のイベントなども前面に出して売っていきたいと考えております。

次の7ページをお開きください。

これが、平成26年度のプロモーション計画でございます。上のピンクの欄は、売っていくもの、それから下のプロモーションというのはどういう方法で売っていくのかといったものをまとめたものでございます。

まず、上の誘客コンテンツでございますけども、こちらは食を前面にということで特に季節ごとの旬の食といったものを発信していきたいと考えております。また、御当地グルメですとか通年食に関しては売っていきたいと考えております。

また、その下の段、食イベントですけども、年々充実してまいりました県内の食イベントにつきましては、これまで以上に発信をしていきたいと考えております。

また、食以外の観光素材につきましても、季節ごとにこれまでの分析結果などを踏まえまして、例えば春シーズンには花を中心とした安らぎの休日、ファミリー層が動く夏には自然型体験のアクティブな休日といった少しめり張りをつけた発信をしていきたいと考えております。

その下、枠は小さいですが、四国遍路開創1200年という非常に大きなチャンス的一年里でございます。既に多くの巡礼ツアーが始まっておりまして、純粹にお寺を回る巡礼に加えまして、これまで余り四国遍路に関心のなかった層にもメディア、旅行会社を通じたPRを行ってまいりました。ことしは大きなチャンスですので、この機会を最大限に生かしたいと考えております。

その下、先日発表いたしました「高知家の食卓」県民総選挙、それからその下の周遊・リピーター対策として龍馬パスポート、4月からリニューアルいたします。

下段のプロモーションにつきましては、一般向けには発地側、着地側と分けまして、パンフレットを利用したいと思っております。

それから、マスメディアに関しましても、先ほど言いましたように首都圏向け、それから近隣向けといったことを分けていきたいと思っております。

一番下の旅行エージェントですが、上にありますキャンペーンは旅行会社が行うキャンペーンです。JTB、名鉄観光、農協観光はことし四国が重点送客エリアということになっているようで、しっかりと連携して客をふやしていきたいと思っております。

一番下のセールスキャラバンにつきましては、旅行会社に向けたセールスですが、上期、下期と分けまして必要な情報を必要なタイミングで出していくように努めていきたいと考えております。

次に、これが最後です、8ページ。少し大仰なタイトルがついてはいますが、国際観光の推進につきましては、少し新たな切り口から飛躍に挑戦していきたいと考えております。

左上に現状を書いておりますが、現在高知県のインバウンドの取り組みにつきましては、主に東アジアをターゲットに台湾、韓国、中国、香港、シンガポールといったところを中心に国別の戦略を立てまして誘客を進めております。実際、台湾も韓国もことし伸びておりますし、香港も来年度からはチャーター便がかなりふえると聞いておりますが、実際その下にありますように日本自体へのインバウンド、かなりふえております。それから、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催もあるといったことで、東京にたくさん来た人をいかに地域に周遊させるかということで今地域間競争かなり激しくなっています。また、そういったことに韓国も入ってきまして、オリンピックは東京で、観光は韓国でといったような激しい競争になっておりまして、こういった中でいかに高知に、海外の方に来ていただけるかといったことを考えますと、今までどおりのやり方では

いつまでたっても後塵を拝するような形になりはしないかということで、いろいろ検討しました。シンガポールからのツアーで、価格は高いんですけども、かなり評価の高いツアーがごございます。ほとんど観光地に寄らないんですけども、例えば漁港に行って漁船に乗ってとか、それから丘に上がって漁師飯を一緒に食べてとか、フルーツトマトの収穫をして、その後サラダと一緒に料理教室でつくるとか、そういったのが非常に高い人気がありまして、いろいろ聞きますと単に観光地だけを回るといったことでは味わえない本当の日本を味わえるようなツアーを望んでる客がかなり多いと考えております。これは、高知県はできると思っております、こういったことを前面に出して、通常の観光では味わえない満足度の高い、質の高い商品というのをこれからつくっていきたいと考えております。かなり手間もかかりますし、これは現地で商品のつくり込み、それからセールス、いろいろなやりとりが出てきますし、実際来たときにいかにそのよさをわかっていただけるか、来たときのツアーといったこともございますので、対応というのを一元化して体制も強化してやっていきたいと考えております。

予算案につきましては、以上です。

補正予算はございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎中内委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

◎武石委員 山脇課長のところかどうかかわからんですけど、Wi-Fiを整備する予算てのはどこで出てきます、部長。

◎久保観光振興部長 おもてなし課で。予算は地域観光課ですけど、対応はおもてなし課でやって、実際の予算の箇所づけは地域観光課になってました。

◎中面委員 全体に観光客がふえて、非常に幡多のほうもふえたという声をいろいろ聞きましてね、12月議会にも私言ったかもしれんですけど、宿毛に限って言えば、お盆の休み、今までだったら12日から15日まで大体4日間くらいだったですね。宿毛はビジネスホテルが4つと、それより小さいのがあと2つあるんですが、満室になるのはね。ところが、去年に限っては1日から18日までびっしり満杯やったと。つい2週間前にも、知人が東京から帰ってきて、宿をとってくれえ言うから、どこでもあいとるわい言ったら、1つのホテルはいっぱいなんですよ。え、何事って聞いたら、何事じゃなくて普通に満室になることがたびたびあるらしくて、別のところがあいとったんですね。そういう形で、非常に幡多も盛り上がってるという声をホテル業者から聞きました。

それで、去年の年間通じて非常に多かったらしいんですが、ホテル業界の方に話を聞くと、四万十のテレビ、「遅咲きのヒマワリ」ともう一個何やらあったでしょう。あれの影響じゃないかなと。宿泊、中村がいっぱいになって、その流れが宿毛へ来ると、それで

年間通じて多いんだろうという分析を彼らはしてましたが、はた博の関係、皆さん方に力を入れてもらって、幡多も観光協会は力が入ってたんですけど、余り地元では知られてなくて、幡多の観光客がふえたという分析はもうされてるんですか。そのはた博がどの程度影響してるのかしら。

◎久保観光振興部長 後ほど地域観光課で。

◎樋口委員 これどこの課かわからんですがね、ちょっと話がまとまりにくいけど、今カツオがすごく高くなってます。それで、観光客に出るカツオがせこい話やけど、えらい薄うなつたと。そら仕方もないわ。場合によったら5割上がっちゃうきね。カツオは当然観光客受け入れるメーンやけど、どこの課になりますかね、この話は。

◎山脇観光政策課長 観光政策課になりますので、私のところだと思います。

◎樋口委員 この前も投票もしたけど、トップもカツオ関係よね。このような現状をどのように県は考えておるのが1つと、それから2つ目は、飲食旅館業界の悲鳴も聞こえるけど、彼らも余りもう薄くしてもいかんですわね、お客さんの高知のイメージ落とすから。そこらあたり、水産振興部ともカツオの確保というのは以前からもう随分長い間言われよつたけど、長い目で見てここ10年間カツオの量がうんと落ちてます。なぜ落ちちゅうかいうたら、ものすごく沖でカツオの子供をとるからという話やけど、そういうことを乗り越えて高知のカツオを確保していかなと、観光面、食材から見たら、大変な事態になると思うわけですね。そこらあたりはどのように考えているのか。

◎山脇観光政策課長 カツオの価格につきまして、これは以前からちょっと高いんじゃないかといった声もいろいろ聞きまして、旅館とかホテルとか、それから料理業界の方ともいろいろ話をしました。カツオ自体は本当においしいものを出そうとしたら、あけてみないとわからないものらしくて、また養殖と違ってそういう漁獲高とか単価とかいろいろあるので、本当の価格はそんなに安いもんじゃないというのがみんなの声でした。ただ、それを例えば価格を安定させるとか、そういったことを水産振興部ともかなり話をしていないといけない部分でして、来年食で売っていくということになりますといろんな部局が関連してくるということで、庁内でも連携会議をやるようにしています。カツオの質の確保、価格の安定化、より安く出せる、いいものを出せるといったことをテーマに水産と話をしていこうと今しておりまして、そういった課題に取り組んでいきたいと思っております。

◎樋口委員 その話も何年も前からの話で、4年前、四国の議長会議で、そこへ集まった議長、副議長が薄いカツオタタキを見て、向こうの人が透けて見えるねと言うて、それが新聞に載ったんですがね。そのころからそんな状態で、一般的に県の理想は一応カツオのタタキは、業界もそうやけど、厚さが1センチくらいかな、何かそんな常識的な話があるわけでしょ。そういうのを守っていくとなったら非常に難しい問題が出てくるわけなんで

すが。先ほど課長が言われたことももう何年も前から県議会で数回出てます、この話が。それで、結局行き着くところは、さあいよいよ400万人超しだしたから頑張るぞいうたってトップの食材がそれでしょ。ということは、今まで対策を打ってなかったか打たなかったのか、現実知ってる旅館なんか、相当薄くしてるんです、今。価格の問題もあるけど、余りにも薄いタタキとカツオの刺身、部長はどう思われます。これ4年前の新聞出てたんです。

◎久保観光振興部長 特に、26年度からは食で観光客の皆様においでいただこうと思っておりますし、御存じのように県民総選挙もやりましたんで、本当にきっちり本気になって取り組んでいかないかんと思っております。それが結局は、先ほど冒頭に御説明させていただきましたように、外商のほうにもつながっていきますんで、今まで従来、旧来の方向でお茶を濁しよっちゃいかんということで、そこはもう関係部局とも本気で調整をしていくということにしたいと思っております。

◎樋口委員 本気にならんとですね、世界的な魚の情勢を見よったら、ますますカツオの稚魚がとられますので、沖で。まき網の国際条約まで話を持っていかないかんけど、僕が議員になってから20年近く、時々議会で出る話ですが、一向に解決しない、もう国際条約だから。そこらあたりがこのカツオが減った根本原因の一つやけど、観光政策課にこの国際条約まで言うのは難しいけど、日本の政府が魅力ある地域づくりに取り組んでるでしょう。そういう中で話を持っていくように国に対する政策提言言うたら大げさかもわからんけど、そういうことも観光のほうからしていかないかんと思っておりますけど、部長どう思われます。

◎久保観光振興部長 そのこのところまで観光で我々が要望してお聞きいただけるかわかりませんが、繰り返しになりますけど、本当に食で売っていかうということ、その一番のメインがやっぱカツオになろうかと思っておりますんで、高知県の場合は。そこはきっちり国に対してもそうですし、庁内でもそのこのところは危機感を持って対応していきたいと思っております。

◎樋口委員 今回の投票で各ブロックごとにカツオ関連がワン、ツー、スリー、県下全域じゃトップやけど、どれぐらい入ってますか。後で構わんです。

◎土居委員 400万人観光、来年度はそれこそ四国遍路の1200年ということもありますよね。四国のほかの県はどれくらいあ入り込みがありゆうがです。

◎山脇観光政策課長 入り込みという数え方が県によって市町村協会から集めた数字を単に載せるだけの県もあれば、それから大きな旅館、ホテルの宿泊から推計してということで、一概に各県が発表してる数字は比較できないと思っておりますけども、やはり道後を持ってる愛媛と、それから比較的入ってきやすい香川が四国の中では上位にあって、その次が高知、その後で徳島といった状況だと思っております。

◎土居委員 ほかの県もこうやって目指せ何百万人とかいうてやりゆうろうと思うけど、そういう同じ土俵でのデータみたいなのはないんですか。

◎山脇観光政策課長 そういう同じ土俵のでのデータはありませんけども、旅行会社、例えばJTBなんかの中四国の伸び率とか比較を見ますと、四国の中ではことしは一番伸びたのは高知県だと聞いております。

◎土居委員 何というたち、わざわざ行こうやきよね、ほんで道がよくなって来やすうなるということは、一日で帰れるという、反対に短な観光で終わるより滞在してもらわんといかんというのがやっぱりあるやないですか。ほんで、この観光会社らから商品として、言うたら四国で何泊とか、1泊とか2泊とか、要はその商品的なものはちょっとデータがないきわからんがやけど、どんなんが出ゆうやろね。

◎山脇観光政策課長 一番多いのが、やはり香川から入って琴平から高知に入って道後に抜けると、これが一番多いコースですけども、最近足摺のほうに回るといったようなコースで、大体4泊した場合には2泊は高知がとれてるというふうになってきております。いろんな入り方が出てきてますけども、先ほど滞在時間をより高知に長くいてもらうという話を旅行会社の方ともかなりしましたけども、一番有効なのはチェックアウトして、そのまま次の目的地に行きたがる個人旅行者の方を少しでも引きとめるためには、そのチェックアウトした日の昼食をどこでとるかといったところをしっかりと押さえる、そこがポイントじゃないかという話も何社から聞いてます。ということで、来年度からは例えば高知のホテルを出て、次どこかに向かう途中に宿泊とセットで、例えば今回選ばれたようなお店と組みまして、そこで昼食をとってもらおうということになれば、当然時間があくわけですから、周遊、観光したりとかお土産を買ったりする時間もふえるといったことにもつながってくると思っておりますので、少しでも、入ってくるときもそうですけども、そういういろんな手を使って長い時間高知にいてもらうような取り組みをしたいと思っております。

◎土居委員 なかなか四国内で4泊いうたら、よっぽど余裕のある人やないと。3連休とか年間に何回かありますよね。3連休としたら2泊3日。2泊3日のうち、絶対道後温泉で泊まると、あとの1泊はもう必ず高知というふうにしてもらわないかんがやけど、西部がうんと頑張って西へもお客さんが行きゆうということやき、そこらあたり、この滞在の観光を目指すときに旅行会社へのここで言う旅行商品の提案というのではどんな形で持っていくます。

◎山脇観光政策課長 入り込み客数で一定バスのシェアがあるという話をしましたけども、ここにあらわれてきませんけども、同じ団体ツアーをやってる旅行会社の中でもちょっと明暗が分かれてまして、例えば四国一周3万円台とか、そういったところは相当苦戦してます。例えば、逆に付加価値をつけて少し高くても価値のある旅といったようなテーマで売っているところは、かなり伸びてますし、実際県内のそれを受けてる旅館、ホテル

の話聞きましたも、料理に関してはかなり高いもの注文してくるといった傾向にございます。ということで、うちのほうも団体を持ってるところには安くてぐるぐる回って余り金落とさないツアーよりも、そういったところに集中してやるようにしてまして、例えばことし単県だけの高知の価値ある旅とかいうのをクラブツーリズムが今度出すようになってますけども、高知だけを回るようなツアーです。そういったところにかなり押し込んでいったところもあるんですけども、やはり滞在時間を意識してやっていきたいと思っております。

◎久保観光振興部長 補足説明ですけど、冒頭山脇課長のほうから言いましたように、どっちかといいましたら最近では団体型から個人型に伸びてきておると。団体型の場合は、もう日にちも決まっております、定型のルートを行くんですけども、個人型は結構融通がききます。事前にいろいろ情報も発信しておいたら、それに合やすということで、一口で言いましたら発地方、要は東京なり関西、首都圏から旅行会社なんかでそこで考えてつくるのではなくて、受け手の我々着地方で商品をつくって、我々であればこそ知っておるような商品がありますんで、今までずっと多くつくってきておりますけども、それを今後もっとつくっていくことが滞在型につながるんじゃないかと思っております。例えば、ホテルに入る前までにこういうところがありますよとお知らせしたり、ホテルから出た後に次へ行く、例えば他県へ行くまでにこういうところが本県ありますよっていう、いわゆる着地方の商品のボリュームをふやしていくことが滞在型につながっていくことになるんじゃないかと思っております。

◎土居委員 確かに乗用車、観光バス足したら86.2%という圧倒的な数字が示すように、やっぱり個人型が多いと思うんですね。高知へ来た人っていうのは、泊まる場所を予約したときゃ話は別やけど、こうやって自動車に来て、そこで気に入ったところへ泊まりたいというときに、存外そこへ電話かけるなり、アポとっても、嫌っちゃう場合があるやないですか。それが普通やと思うがよ。ほんで、どっかここへ訪ねたらその町の泊まる所紹介してくれるみたいなのはあるがですかね。

◎山脇観光政策課長 今まで高知駅構内にあったのを今旅広場でそういうサービスをしています。実際、去年のゴールデンウィークなんかちょっと信じられないですけど、来て、そこで予約をするという方、かなりいらっしゃって、いろんなホテルを紹介しながら、最終的には宿毛のほうまで案内したこともあります。そういう形のサービスというのは、今後しっかりと充実していかないといけないと思っております。

◎土居委員 それは端末かなんかで可能ですか。

◎山脇観光政策課長 いや、比較的アナログ、あき情報というのは押さえてますけども、やはり随時入ってくるものをデータ化して瞬時にという形ではないです。

◎土居委員 今はもう皆スマートフォン持ちゅう時代やきよね、端末等でそういうことができるようになったらもっとええと思っております。これは要請でいいですが。

それと最後にもう一つ、MY遊バス、黒潮ラインも通っておりますけど、文字どおり回りゅうだけになって非常にすいてますけど、あれをもうちょい生かす方法何かないでしょうかね。

◎山脇観光政策課長 見た感じそういうふうに見られる方はあるかもしれませんが、例えば1日当たりの利用者数というのは、平成24年の130人に比べて今135人とふえております。それから、客船で高知に来られた外国人の方もMY遊バスを非常に利用してるということでこのサービスが必要だと、客数自体はふえておりますので、ちょっとPR自体がまだ不十分かもしれませんが、桂浜、五台山に行く、駅から行くバスとしてこれはしっかりと発信していきたいと思っております。

◎依光委員 本物の日本を感じる高知家の旅ですけども、これ非常に期待が持てると思って、その前提として農業、漁業を初めとする文化、生活体験というのと、それによって地域間競争に勝つということですけど、海とかやったらカツオのわら焼きタタキだろうなというのはわかるんですけど、何か農業とかそこら辺はどういうイメージで考えてるのか。

◎山脇観光政策課長 実際、いろんな商品を企画しては、それはだめだ、これはいいとかいうことをここ2年ぐらい繰り返してきましたけども、本当に自分らではわからないような、例えば古民家の縁側で茶畑を見ながらお茶を飲むとかいうのもいいとか、それからユズ狩りに行って、単にそのユズを絞って料理を一緒につくるとか、そういう普通の国内でもある、食の体験型よりもうちょっと踏み込んで、またお婆さんたちが出てきて一緒に御飯を食べるとか、何かそういう一ひねり、演出も一定しながらということが大体今進めている中の主なものになってます。

◎依光委員 何かすごくイメージとしていいものが見えてくるんで。ただ、それを精神的に満足度が高いとか、多分そういうことやと思うんですけど、池脇委員もお話しされたんですけど。一方で中山間の集落自体が衰退して行って、縁側のある家なんか今、基本的には冬寒いからってどんどん壊されて、ハウスメーカーのプレハブが建っていくような状況もあって、すごく外国の方が見ていいなと思うものが消えつつあるんです。期待してるっていうのは、観光から地域を見直す、それが結果的にまた移住にもつながると思うんですけど。実際はビジネスとしてやっていかんといかんで、いろいろ民泊の話とかもあったんですけど、高知の県民性で田舎のお婆ちゃんはいろいろ出し過ぎて赤字になって帰らしてみたいな。そういうのもあって、何かうまくつくっていくっていうことが、次の地域観光とも連携することやと思うんですけど、そのイメージをしっかりともうけもとれるような形で、集落も維持していかんと、お客さんをふやそうといっても集落自体が減っていくとか、そういうところも含めて今どんな感じなのか、議論が。

◎山脇観光政策課長 そこはおっしゃるとおりだと思います。大体シンガポールの方が日本旅行に使うときの平均のお金っていうのはシンガポールドルで2,000ドルぐらいなんで

す。1ドルが80円から90円で十六、七万円ぐらいです。評判のいいシンガポールから高知に来るこのツアーの料金が5,000ドルぐらいらしいです。これは逆に言うと、旅行先とかのバックがないとかいったこともあるんですけど、その分現地ですっかりお金を払ってもら、マージンもなしですということ、これはやはり価値がある分だけしっかりお金も出してくださいますというふうなことで、その地域にお金を落としてもらわなければ実際できないわけですから、そういういいものをつくってそれだけの対価をもらうといったことがもう外せないベースの線だと思っておりますので、そこは旅行会社ともいろいろやりながら守っていきたいということで、地域によりお金を落とすようにしたいと思っております。

◎**依光委員** 要請ですけど、アドバイザーも入るといことなので、普通にやっておりますとお金要らんよみたいところが結構あったりするんで、いかに利益がとれる形で商品設定をするか。そうなってきてもうかるぞってなってきたら、そこに移住者がビジネスにして入ってくるとか、やっぱりそこら辺の価値に気づいてない部分をこの課でやっていただきたい。

◎**久保観光振興部長** この本物の日本を感じる高知家の旅というのは、当然26年度、目玉として我々進めていきます。ただ、今まで25年度までやってたインバウンドの方向をぐっとかじを切ってこっち側を重点的にやるというものでもありません。これもやりながら、今まで普通の例えば台湾の方とか韓国の方とかシンガポールの方、今までのターゲットにしてた方についても当然今まで以上に頑張っていきますし、それとあわせてこれをやるというスタンスでありますんで、少しそのところの補足説明をさせていただきます。

◎**中面委員** 食を中心にして「高知家の食卓」ということで、今説明受けたら、イベントが中心なんですけど、この間、地元の宿毛で、私めったに刺身は食わないんですけど、非常にうまいなと思ったのが、沖の島の釣りブリが脂が乗るのが12月から1月です。2月も構わんです。これを扱ってる店で食べた大トロが、これはうまいな。同時に、カワハギ、シロハゲっていう、このくらいのかいハゲが冬場旬なんですけど、その刺身も食べて非常にうまいな。宿毛では、前に商工会議所がつくったと思うんですけど、お店のそれぞれの特徴を書いたパンフレットがあるんですよ。簡単なやつね。あれをもうちょっと精査して、観光客に発信する。イベントはなかなかできないけど、大月でもブリの間に御飯を挟んだ寿司が非常に有名なんですけど、それもお店によってちょっと違うんですけど。そういう地元でもおいしいというものを文書なりインターネットにして発信したらどうか。どうですか、山脇課長、これイベントだけじゃなしに、食の中に取り入れると。これはまた違うの。

◎**久保観光振興部長** いや、そうですけども、もちろん観光政策課もですけど、今地域観光課がそれを26年度の中でやろうというふうなことがありますんで。

◎**池脇委員** 本物の日本を感じる高知家の旅に関してですけれども、本県を訪れる外国人

観光客数は、全国レベルで言うと最下位の地位にあるわけですね。そこからどう打開していくかということになると思うんですけども、なぜ外国人が高知に注目をしないのかという分析はどのようにされてるんです。

◎山脇観光政策課長 これは、国の戦略を立てたときにもそうだったんですけども、やはり大きくは2つあると思ってます。まず1つは、高知という認知度がやはり海外では全然低いこと、それから高知に実際行こうとしたときに、例えば成田、関空に行って、また乗り継いで来るような高知に入る交通の便が悪い、2つ大きくあると思います。その後のほうは、ハブ空港である例えば関空からのLCCですとか、四国の中でも定期便を利用して、実際高松に定期便が就航してからかなりそこから高知に引っ張ってくるということで徐々に改善してますし、チャーター便にも取り組んできました。知名度に関しましては、よさこいチームを派遣してほかの県とは違う色をどんどん出してきたというところもありますけども、今実際来られてる方にアンケートをとっても、もう日本何度も来て、ようやく5回目、6回目でようやく高知に来たというような状況には変わりないですので、ふえてるといってもやはり後手後手に回ってるんじゃないかなと思います。

◎池脇委員 高知を認知してくれてる外国観光人の方の大体はアジアですか、欧米ですか、どちらが多いんですか。

◎山脇観光政策課長 やはり今ふえてる台湾なんかはかなり高知の認知度高くなってると思っております。あと韓国。ヨーロッパとか欧米ではまだまだ全然知られてないと思います。

◎池脇委員 ここでも東アジアターゲットということになっておるようですけども、東アジア、台湾も韓国も中国もそうですけれども、こういう国の人たちが日本に来られてる旅行の形態っていうのは、先ほどから議論になってるように個人型よりもまだ団体型ですよ。そういう認識は持たれてるんですか。

◎山脇観光政策課長 ちょっと説明が不十分でして、今までは東アジアがメインのターゲットということでしたけども、こういう本物の日本を感じさせる旅というのは、もう全世界を対象にしていくべきだと考えます。やはり委員おっしゃるように、団体型っていうのがやっぱりまだ多いエリアですけども、個人客自体もふえてます。ただ、そういうより本物の旅をしてもらうというのは、一定団体、バスでどんどん行くようなツアーじゃないと思ってますから、そういうエリアに関してはこの5つの国だけじゃなくて広くやっていきたいと思ってます。

◎池脇委員 日本人が外国に行く旅行形態は、かつては団体型ですよ。国内でもそうだったわけですよ。まだ、東南アジアから日本に来られる方っていうのは、やはり昔の日本のそういう旅行パッケージでお見えになってると。その大多数が目的があって来られてます。東南アジア、特に中国は東京ですよ。IT機器とか電気製品とか、こういうものを購

入するという大きな目的、その市場マーケットがしっかりあるところに行かれて買い物して帰るとするのが一番の目的ですよね。ところが、この計画では、そういうアジアの人たちが一番求めているものを提供するものがないですね。それで、こちらが提供するものは、精神的満足度の高いものを提供するという、非常に意味不明。これは、欧米系の観光客やったらよくわかるんです。アジア系の観光客というのはこれを求めているということでこういうふうに入れたんですか。

◎山脇観光政策課長 最近ふえてるタイとかマレーシアあたりもかなり買い物が中心と聞いておりますけども、そういう富裕層ではなくて、新幹線よりもローカル線のほうに乗っているような景色見たほうがいいというような方、そこにはお金を出してもいいといった方がターゲットになりますけども、今アジアのほうでも、例えばシンガポールとか香港とかは、従来のアジア型ツアーじゃなくて、そういうものを求めている層はアジアでもふえておりますので、そういうところ、そういう方々を引っ張ってくるというのもここに入ってくると思っております。

◎久保観光振興部長 先ほど言いましたように、やっぱり両にらみだと思います。今委員おっしゃったように、旧来の特に中国とか台湾もそうなんですけども、台湾もまだまだ半分ぐらいが団体型です。韓国になりましたら個人型が大体7割ぐらいで2割、3割が団体型になって、だんだん個人型が多くなってるんですけども。我々やっぱりターゲットにします、例えば台湾でも半々というときに、半分の団体型を御要望の方には従来型の高知県のこういうところ回ってください、四国はこういうところ回ってくださいといくんですけども、プラスその台湾の中でも、どちらかといいましたら少しお金持ちの方で何度も何度も高知に来ておる方には、今御提案をさせていただいてます日本人のメンタリティーを味わってくださいという両にらみでターゲットとして持っていきたいと思っております。

それと、冒頭委員から御質問のありました高知県の国際観光が本当におくれているということは山脇課長が言いましたように、認知度、これに尽きると思います。認知度が少ないから当然国際空港の便もない、認知度がなぜなかったかということ、やはりプロモーションを4年、5年以前はほとんどやってなかったことに尽きると思います。平成22年にNHKの大河ドラマ龍馬伝が海外でも現地語で放送されて、これが一つの大きなきっかけになって、本県として国際観光に力を入れていこうということの中でプロモーションをやり出しまして、やんわり、じんわり高知県の認知度が少し高まってき出したということで、そのときはもう結構、先進県は国際観光に力を入れておりましたので、少しスタートの時点でおおくれ感があったんですけども、ここへ来て特に台湾、韓国、東アジアについてはプロモーションに力を入れさせていただいてますんで、ここへ来て先ほど言いましたように伸びてきておるということにつながってきていると思います。

◎池脇委員 両にらみと言うけれども、それだけの観光資源あるいは観光商品を持つてる

わけじゃない。だから、ただターゲット広げてるだけのことであって、相手方に対する認知を高めるという効果には余りつながらないと。むしろ後発ですから段階的に外国人の方の認知度を高めていくにはどうすればいいかということで見えていく必要があると思います。東アジア系をターゲットでアジア系の観光客をふやすということであれば、例えば台湾の人なんか温泉大好きですよ。温泉が例えば必須条件だろうというような形で受け入れ側として選択条件は何なのか、そこの整理をきちっとしていかないと魅力ある観光商品にはつながっていかないと思うんです。

ところが、欧米型のほうに対応できる資源というのは結構高知は持っている。例えば、牧野植物園は今本当に植物学者の世界では国際的にもかなり認知をされてきてます。こういうところに外国の人は訪れてくる、植物園ていうのはね。それに見応えのあるものを牧野植物園は充実をしてくると。あるいは、ジオパークも地質的にも工学的にも注目されて国際的にも学会にも認知をされている。それから、特に鍾乳洞の龍河洞も、国内的には落ちていますけれども、外国人は鍾乳洞の中に対する興味というのは非常に高い。それから、四国カルストは、あの高度でカルスト地形が残ってるっていうのは、これ世界遺産にも匹敵するんです。もっと低いんですよ、日本平なんかで言えばね。だから、あそこを牧場なんかにして手を入れてしまってるから、カルストの価値が大分下がってるわけですけども、本当にカルストとして宣伝をしていけば、国際的に、特に先進国の人たちが興味を持つものはたくさんある。けど、そういうものって一つもここに入っていないですね、具材としては。それで、言葉だけ精神的満足度の高い高知家って言ったって、何をするんだろうと。だから、非常に完結してないというか、中途半端なことで本当にできるのかと。ただ、伏線にあるのは台湾との高知県との関係でチャーター便を入れてやるというようなことでつくられてるんであってね、本来の高知県の外国人に来ていただくという観光資源を開発して、そしてリピーターにつなげていくっていう戦略が見えないんですよ。その点に対していかがですか。

◎山脇観光政策課長 新たに挑戦しようとするこの提案は、先ほど委員言われたようなものは中には入ってます。ただ、例えば同じように旅行会社に売っていくんじゃなくて、牧野植物園がコンテンツになるといったところは逆に旅行会社じゃなくて違う分野かもしれませんし、ジオパークの場合はまた違うとこに売っていかないといけないと思います。そういう本当に求めているものを高知県としては発信していくということには変わらないので、そこはアジアの中でもそういう一般的な形のところ、行きたいところにはそういうとこを進めますし、そうじゃないとこについては高知のいい部分をどんどん出していきたいと思っています。ただ、もう歴史とか文化とか食とかどの県でも同じようなことをやってる中で同じものを出していてもなかなか、一段も二段も飛躍することは難しいというところに関して、ほかの県との違いを出していくということをしつかり念頭に置いてやっ

ていきたいと思っってます。

◎池脇委員 課長おっしゃること、気持ちはよくわかるんです。ここの提案の中で他県との徹底的な差別化を図るといふ。じゃあ何が差別化されてるのか。本県が持っている強み、それは豊かな自然が育む農業と漁業を初めとする文化、生活体験、海、山、川の恵みを生かした食体験、こんなことでどうして差別化なんですか、他県との。何ら差別化されてないですよ。具体的なものがきちっと提示されてないから、来ていただく外国の観光客はこういうターゲットと決めてるけれども、その人たちが求めるものを提供するということにおいては、分析と提案が不十分であると感じたからお話をさせてもらってる。それがきちっとできてたら、こんな表現にならないはずなんですよ。これなんか全然差別化されてない、どこの県だってこんなこと、同じじゃないですか。高知県が最下位の状況の中から少し上に上がっていくっていう提案にはなり得てないと思うんですよ。言葉としては精神的満足度の高いっていう旅っていうのはね、これは非常にいい言葉ですよ。その中身が埋まってないと思うんですね。ここをしっかりとさらに検討してやっていただいたら、狙いはよくわかりますんでね、ぜひそのあたり頑張っていたきたいなと思います。

◎中根委員 先日、かるぼーとの近くの道端で人としゃべってましたら、札幌から「鬼龍院花子の生涯」を読んで、そういう小説の世界を味わいたくて来ましたという方が、ちょっとお尋ねしますなんていうことで、何々町はどのあたりだったでしょうかというお話だったんですよ。紺屋町とか昔の鉄砲町とか。こういう観光の仕方もあるんだなあ実感したんですが。私ではなくて一緒にいた方がとても詳しい方でね、私のお婆あちゃんはよくこんな話をしてましたとか、結構いろんな御案内をしていました。その札幌から来られた方は、文学館でいろんなものを見て楽しんで、その空気を吸いたいと、あの時代、そういう人たちが、小説の世界ではあるけれども、歩いていただろう町並みとか雰囲気味わいたいんだということずっと九反田あたりを歩いてたんですね。一緒にしゃべってた方は、少し時間があるので、じゃあ御一緒しましょうかといって、本当に親切にその方を御案内して、船着き場のあたりとかにも行ってました。こういう高知の高知らしさをどうやって提案するかというのはとても大事で、一定企画力も要るかもしれませんが、ふだんの高知らしさづくり、それが観光にはとても結びつくんだなと思ったんですね。

かるぼーとの南側に公園があるんですが、その公園のすぐ際に割と大きい看板で、このあたり昔は何々町だったということを書いた看板がありまして、その看板もちょっと色あせてたんですが、こういうものがいろんな形で高知を訪れて、おいしいものも食べたいとは思いますが、文化とか芸術とかに触れる方たちが、高知の空気を吸ったなあ、またもう一回別の角度で来てみたいと思う一つのきっかけになるんだとすごく思いましたね。ですから、こういう提案で企画をしていくこともとても大事ですが、その中にふだんの息遣いを整える予算の使い方とか、そういう発想もやっぱり要るなど。さつき池

脇委員からもっと具体的にここについていうお話もありましたが、何て言うか、ふだん遣いを整えていく予算のつくり方っていうのもこの課には考えてもらいたいと思いますが、その点どうですか。

◎山脇観光政策課長 旧の市街地の中で旧の表示をしてるっていうのはあそこだけでなく、今鷹匠町とかいろいろなところでやってまして、結構見えます。城下町ですので高知市が中心になってやられてるんですけども、そういったところはきちんと表示されてるかどうかっていうのはまた高知市のほうとも話をしながら、充実させてほしいという話を県からもしますし、高知市だけでなく古くからの町並みとかそういった表示はしっかりすべきであって、それにまた各地域の方と市町村などに話をしていきたいと思ってます。

それから、息遣い、本当の高知を見てもらうというところの視点をしっかり入れて、息遣いを感じられるようなところはそういうことで取り組んでいきたいと思ってます。

◎中根委員 以前、ビュースポットをどこにつくるかとかいろいろ皆さん苦勞されてましたよね。一定ああいう事業もクリアして、その後の整え、そこの維持をどうするかという段階にもあると思うんですけども、企画ばっかりに目を奪われないで、そこのところもしっかり手当てをしていくということをぜひお願いします。

◎山脇観光政策課長 樋口委員から質問のありました今回食の総選挙で選抜された54店舗のうちにカツオ料理を出されてる店が23店舗で約半分ぐらいです。

◎樋口委員 ホテル、旅館も含めて、それ重要な魚種ですから、安くおいしいものをといてをお願いします。高知県、カツオ人間でも宣伝しゅうきね、そこらもありますからね。

◎中内委員長 それでは、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

〈地域観光課〉

◎中内委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎久武地域観光課長 それでは、地域観光課から平成26年度当初予算として提出させていただいております内容につきまして御説明を申し上げます。

右上に②と書かれました当初予算議案説明書の303ページをお願いします。

地域観光課の当初予算につきましては、総額で4億4,824万4,000円を計上しております。財源内訳といたしまして、使用料が1,800万円、繰入金が588万5,000円、諸収入が9,000円、残りの4億2,435万円が一般財源となっております。

次に、308ページでございます。

歳入につきましては、総額で2,389万4,000円となっております。内容につきましては、足摺海洋館の入館料収入による使用料と緊急雇用創出臨時特例基金の繰り入れ及び非常勤職員の労働保険料でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

309ページでございます。

地域観光課の主な事業を右側の説明欄に沿って御説明をいたします。

まず、人件費の下の地域観光推進事業費につきましては、総額で3億1,194万9,000円を計上しております。

2つ目の起業支援型地域雇用創造着地型旅行商品造成等委託料につきましては、一般社団法人幡多広域観光協議会が行います着地型旅行商品の造成販売を促進しますため、必要な人材を確保して観光客誘致に取り組むものでございます。昨年11月より事業を導入しておりまして、26年度も引き続きはた博で造成しました体験プログラムなどの販売拡大などを進めてまいります。

次に、下から2つ目の観光拠点等整備事業費補助金につきましては、産業振興計画に掲げます観光拠点の整備及び観光商品の磨き上げなどを促進するため、地域が主体的に取り組むハード、ソフトの事業について支援するものでございます。来年度は、室戸ジオパークの拠点施設整備に必要な展示及び外構工事に補助するなどにより3,200万円の増額となっております。この補助金の中で、先ほど武石委員から御質問のありましたW i - F i の整備などにも対応できると思っております。直近で市町村に要望調査を行いましたところ、安芸市あるいは高知市、大月町で道の駅等でのW i - F i 整備についての御要望があるということですので、おもてなし課と連携をしながらそういった整備についても検討してまいりたいと思っております。

次の広域観光推進事業費補助金につきましては、地域の面的な魅力を高めるため地域コーディネーター機能を持つ各広域観光組織の機能強化を図りますとともに、地域が主体的に取り組む地域博覧会の開催や博覧会後の誘客促進を支援するものでございます。

この補助金について御説明いたしますので、参考資料の地域観光課のインデックスがついております9ページをお開きいただけますでしょうか。

現在、県内には広域観光協議会などの広域観光に取り組む組織が6つございまして、それぞれ広域の観光情報の発信や旅行会社へのセールス活動などに取り組んでおります。各広域組織の設置形態や取り組み内容はそれぞれ異なっておりますので、図の中ほどにありますようにそれぞれの組織が自律的に活動できるよう機能強化をしていくステップを考え、広域の取り組みに応じて下の補助メニューにより支援をしております。

左下の制度概要にあります補助メニューでございますが、(1)の地域博覧会開催支援事業といたしましては、平成27年度の開催に向けて準備が進みます東部地域博覧会につきまして、平成26年度中のPRあるいはイベントの実施、また旅行会社へのセールス事業など当初予算で事業費6,000万円ほどが予定されておりますので、その2分の1の3,000万円を補助することとしております。

なお、この東部地域博覧会では、平成27年度の博覧会の開催を含めまして総事業費で2

億円が計画されております。

また、右の（２）広域観光推進事業につきましては、１つは広域組織が主体的に行う情報発信やセールス活動の支援に加えまして地域の観光商品のブランド化を目指して磨き上げなどを進めます県事業とも連携して各広域組織が取り組みを進めていけるよう300万円を上限として支援をします。

また、２つ目といたしまして、地域博覧会後の支援として博覧会の成果を生かして引き続き誘客促進を進めます広域観光組織の活動を支援してまいります。次年度は、はた博後の誘客を進めます幡多広域観光協議会に対して事業費の２分の１であります1,500万円の補助を予定しております。

補助金に関連しまして、こうした広域観光組織とともに取り組みを進めます当課の重点事業及びはた博や東部博覧会の状況について少し御説明いたします。

まず、当課の重点事業であります地域人材の育成による魅力的な観光商品づくりの取り組みについてですが、次の10ページをお開きください。

これまでの観光商品づくりなどを通じた人材育成の取り組みと広域のアドバイザー事業を発展させまして、マーケットインの視点を重視し、地域の観光商品づくりに取り組みますため、観光商品ブランド化支援事業ということで事業を組み立てております。この中で、先ほど御質問にもありました食についても大きなテーマとなりますので、御当地グルメなどの観光商品化、そういったものにも取り組んでまいりたいと思っておりますし、また県の広報媒体あるいは県が主催する、共催をするイベントでの食の提供といったことなどにも取り組んでまいりたいと考えております。

このブランド化事業につきましては、大手旅行会社の商品造成の責任者の方などからマーケットの動向などをお話いただく場を設けますとともに、マーケットインの視点で現場指導をいただきまして、全国から人を呼べるブランド力のある観光商品づくりを促進し、地域人材の育成にもつなげていくというものでございます。この取り組みと連動いたしまして、商品の磨き上げなどを広域の補助金などにより支援をすることとしております。

次に、地域博覧会の状況を御説明いたします。

11ページをお開きいただけますでしょうか。

はた博の実績報告についてでございます。

地域博覧会の補助金を創設し、県も一緒に取り組みましたはた博は、半年間で対前年比約20万人増の116%と、幡多地域への入り込みを大きく伸ばしてまいりました。

成果と課題のところ少し記載をさせていただいておりますが、はた博では事前のPR不足や荒天時対策など、課題もございましたが、地域の方々とともに新たなイベントや体験メニューづくりなどを進めますことで、幡多広域観光協議会を中心に官民一体で観光に

取り組む仕組みが強化されてきたものと考えております。

また、こうした幡多地域の取り組みは、27年度の東部地域博覧会のほか28年度の高幡地域の博覧会の動きにもつながってきておりまして、今後ともこうした補助金などを活用しまして、地域の主体的な取り組みを支援してまいります。

12ページをお開きください。

東部地域博覧会の状況でございます。

去る2月25日、第2回目の推進協議会の総会におきまして博覧会の基本計画が決定しております。資料はその概要版となりますが、前回御報告させていただいた後の状況といたしましては、高知家まるごと東部博の愛称のロゴでありますとか「遊・食・体・感。ジオ紀行」というキャッチフレーズが新たに整備されてきております。

東部地域博覧会につきましては、この基本計画をもとに6月ごろまでに実施計画を策定し、10月からはイベントや博覧会に向けたプロモーション活動を始めることとなっております。

当初予算議案の説明書310ページにお戻りいただけますでしょうか。

一番上に事務費がございますが、先ほど御説明を申し上げました観光商品ブランド化支援事業における旅行会社の専門家などの招聘に係る経費や事業推進のための旅費といったものがその主な内容となっております。

次に、足摺海洋館管理運営費について御説明をいたします。

事業総額で6,065万6,000円を計上しております。

管理運営等委託料につきましては、観光客の誘致を図りますとともに、社会教育の場として、海の知識の普及に寄与するため、その管理運営を株式会社高知県観光開発公社に委託するものでございます。

次の管理費の主なものといたしましては、足摺海洋館の館長の雇用に係る経費や足摺海洋館のあり方検討委員会の開催に係る経費となっております。

足摺海洋館では、本年度地元と連携しまして、はた博の体験プログラムにも組み込まれました餌やり体験や夜の水族館などに積極的に取り組んでまいりました。今後も市や地元団体、幡多広域観光協議会とも十分連携し、広報活動やイベントなどに一層取り組みますとともに、竜串地域の魅力とあわせて館を体験してもらうプログラムを旅行会社などにセールスしてまいります。

また、本年度足摺海洋館の耐震調査を実施いたしましたところ、耐震性がなく、補強のための概算工事費として約5億円の費用が必要との結果が出ております。この結果を踏まえまして、去る2月20日に第1回の足摺海洋館検討委員会を開催いたしました。検討委員会では、官公庁の委員などをお務めになられております大手旅行雑誌社の方を委員長といたしまして、また大阪海遊館の館長を副委員長として、地元の自治体や観光関係あるいは

教育関係団体のほか、大手旅行会社の方や環境省の方にも入っていただきまして10名の委員で構成しております。

検討委員会では、これまでの取り組みの検証を行いました上で、施設の目的や運営方法などについて各委員の御専門の立場から十分に御意見をいただき、6月県議会に中間まとめを報告し、議会の御意見も踏まえまして7月には最終の取りまとめをしていきたいと考えております。その上で県としての方向性を定めてまいります。

以上で平成26年度当初予算の説明を終わります。

続きまして、平成26年2月補正予算について御説明をいたします。

右上に④と記載をしております補正予算議案説明書の147ページをお開きください。

右側の説明欄をごらんください。

まず、人件費の増額につきましては、馬路村から交流職員として受け入れております職員1名の給与相当額を職員交流に関する協定書に基づき負担金として支出するものでございます。

次の地域観光推進事業費の観光拠点等整備事業費補助金の減額につきましては、奈半利町や日高村の観光施設について、資材調達や地元調整に時間を要することとなりまして、次年度以降の事業実施に見送ることとなったことが主な要因となっております。

次に、足摺海洋館管理運営費の耐震診断委託料につきましては、入札減により委託料が減少いたしましたので100万円の減額を計上させていただくものでございます。

次に、148ページをごらんください。

繰越明許について御説明をいたします。

観光振興推進事業費につきまして、4,754万3,000円を計上しております。これは、観光拠点等整備事業費補助金のうち、室戸市が実施しますジオパーク拠点施設整備事業に係る繰り越しと、それから梶原町の休憩所整備事業につきまして、資材調達などのため工期を翌年に延長することとなったものでございます。

以上で2月補正予算議案の説明を終わります。

続きまして、条例議案について御説明をいたします。

右上に⑥と記載をしております議案説明書の11ページでございます。

一番上に記載をしております高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例につきまして、消費税法の一部改正による消費税額の税率の変更により、館の入場料金の規定を改正するものでございます。

新旧対照表になりますが、273ページをごらんください。

下のほうに入場料の日額がございましたが、今後の消費税法の改正を見据えまして、これまでの税込み料金を税抜き金額で表示する見直しを行うこととしております。この改正によりまして、消費税を含めた入場料の日額は大人の方で20円増の720円、子供の方で10円

増の360円となります。

その他の箇所の改正は、ほかの県立施設の設置管理条例と整合性をとるための文言整理でございます。

以上で地域観光課の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎武石委員 まず、最後に御説明いただいた条例改正ですけど、これ年間パスポートとかはないんですか。

◎久武地域観光課長 先ほど少し御説明をさせていただいた新旧対照表の273ページから234ページにわたるところでございます。年間パスポートについては、大人1,000円、それから子供500円ということまでさせていただいております。今回の消費税法の改正に伴う税率のアップに対して、この料金設定をどうしようかということで議論をしたところでございますが、足摺海洋館という非常に地理的に不便なところということもありまして、この年間パスポートの購入のしやすさ、そういうことも考えまして、この年間料金については据え置きをするということで対応していきたいと考えております。

◎武石委員 はた博の成果と課題を東部博に生かすという姿勢は評価をさせていただきますが、先日自民党の政務調査で東洋町、室戸市を訪れまして、両市町の抱える課題について市町の皆さんともお話をしたんですけど、その中で東部博の名称が話題になりました。当時は仮称でしたけど、東部博という県外観光客にわかりにくい名称は避けたいと両市町の幹部も言われてただけに、東部博に落ちついたというのがちょっと残念な気がします。公共がやる部分で各市町村公平にっていうのはわからんでもないんですけど、やっぱりこういうのは4番バッターをしっかり育てていかないと、もったいないと思うんですね。お手々つないで、はい、仲よくやりましょうっていうことじゃなくて、例えばジオパークならジオパーク、ユズならユズとか、そういう4番バッター育てる発想でいくと、おのずとイルカ、鯨、ユズとか、そういった名称も出てくるんじゃないかと思うんですね。ぜひ、これももう決まったんで、それ以上言いませんけども、28年開催予定の高幡博、これも高幡博とか高知中西部博とか、そういうのはもう絶対やめてもらいたい。鍋焼きラーメンなら鍋焼きラーメンでもいいし、その辺の工夫を今後していただきたいと、これは要請をしておきます。

それから、海洋館ですけども、これも海洋館検討委員会をやられてると思うんですけど、この際もうゼロベースで考えて、もう海洋館という名称も本当にそれを使うのかどうかも含めて、そういう発想で取り組んでいただきたいと思うんですね。水族館という名称を使うとかですよね。これも要請です。

それから、さっきちょっと触れましたW i - F iですけど、観光拠点整備の中でW i -

F i の予算額っていうのは幾らなんですか、大体の額は。

◎久武地域観光課長 現在の想定の中では、この大枠2億2,000万円の中で対応していければということで、細かく積算をしたわけではございません。ただ、今要望に上がってきております3つの市町の要望額というのは、大体10万円とか20万円とか、公共施設に設置するにはそういった程度の額ですので、この補助金の中で十分対応できるのではないかと思っております。

◎武石委員 それで予算はこの地域観光課で、実施するのはおもてなし課と、こういうことですか。

◎久武地域観光課長 W i - F i を各地域に普及をさせていく、そういう取り組みについてはおもてなし課と役割分担をしているということになります。

◎武石委員 その辺も予算の執行において課がまたがるというのは、ちょっと整理もしていただきたい、これも要請ですが。

それから、さっき山脇課長のところでインバウンドを推進するというお話でしたけど、私の知り合いで四万十町に在住のバックパッカーがおりまして、彼がいつも言ってるのは、外国はすごくインターネット環境がバックパッカーにとっても整っていると。その点、日本は本当に整ってない。本当に外国人観光客にとっては不便ですという話をもう随分前から聞かされていまして。こういった整備は大いにやっていただきたいし、やるべきだろうと思うんですけど。今3つの市町が上がりましたけど、それ以外も整備するべきじゃないか、それから宿泊のホテルですね、そういったところも、今気のきいたホテルはW i - F i が無料で使えるっていうのも標準的な話ですけど、まずその辺の方針についてお聞きしたい。

◎中村おもてなし課長 外国人の方がW i - F i を利用する場所として最も利用されるのがやっぱり宿泊施設ということで、昨年9月におもてなし課のほうでも調査をいたしましたが、やはり県内の宿泊ホテル、外国人が利用できるW i - F i を整備しているところはごく一部にとどまっております。そういったところに今後導入について働きかけをしていくのですけれども、実際に県内で例えば小規模で幾らぐらい、中規模ですとこれぐらい、大規模になりますとこれぐらいという導入事例をお示ししまして、それで実際にお考えをいただくよう働きかけていこうと思っております。1機当たり3万円プラス工事費ぐらいでできますので、本当に10万円、20万円でもホテルのロビーとかレストランで導入ができますので、積極的に働きかけていきたいと思っております。

◎武石委員 日経新聞か何かでも見たことあるんですけど、日本のW i - F i 環境がいかに脆弱化っていうのが。某有名カフェでも無料で使えるっていうのがありますが、あれも結局どっかのパソコンで会員登録をしないと使えないっていう、本当に外国人観光客にとってはもう笑い話みたいな話もそこで取り上げられてましたけど。インバウンド進める

中で、高知はやっぱりWi-Fi使いやすいですよっていう環境をぜひつくっていただきますように要請して終わります。

◎樋口委員 私もね、このまると東部博、最初から皆さんにもこれはいかんと言ったわけですね。ただ、私も事業の中に入ってないので強いことは言えないんですが。この決まり方はね、先ほど武石委員も言うたように、しゃんしゃん議会なんですよ。1人が提案したらね、みんなの中でどうして反対って言えますか。この言葉というのは非常にインパクトのあるものやきよね、そこらあたり県がうんと重要視せないかんですよ。だから、僕ははっきり言うて、これに100万円か何か200万円か忘れましたが、コンサルタントに金払ってるわけでしょう。そんなのに県の補助金出すのはね、おかしいと思いますよ。

私この前現場でよね、これ決まった後で、ちょっと一言言いましたわね。それは伝えてくれましたか。

◎久武地域観光課長 樋口委員からお話のありましたまると東部博のロゴの体裁あるいは色のぐあいについては、事務局のほうに伝えまして、今現在検討をされてます。また、樋口議員のほうに御報告に上がると思います。

◎樋口委員 それからね、4日、5日前の日経の記者のコラムにも出てましたよ。このまると東部博、何を言うかわからんいうて。そら記者個人の見方かもわからんけど、多くの人がこれおかしいと言ってるんですよ。それで、決まったからこれを強行するのか、それとも決まったけどサブにして別のメーンを、例えば地球の息吹ジオ博とか、最初から僕は言ったわけやけど。武石委員が言うたように、やっぱり4番バッターを決めてよね、こんな何かわからんような表現しよったらお客さんも衝動にならんでしょ、わざわざ東部の田舎まで行くという。そこらあたりね、最初からこれくらい評判の悪いネーミングもないから、次なる手を考えないかんじゃないですか。これは決まったから、一応4番バッターやけど、本当の4番バッターを。この評判の悪いロゴでいくわけですか。

それからね、お金を出してコンサルタントにこのようなキャッチコピーを考えてもらうというのは、3つばあの案を出してもらわないかんですよ。これ1発でしょう。3つくらい全然種類の違う案を出してもろうて、それから選ぶいうたらわかるわけですわ。一発勝負じゃない。だから、その選定の仕方も妙におかしい。そこらあたりきれいにチェックして、どうしてこんな形になったかを文書で後でくれませんか。

それから、次なる4番バッターを考えるつもりはないですか。これくらい評判悪いですよ。

◎久武地域観光課長 実行委員会のほうでロゴとかあるいはキャッチフレーズ、前回の推進協議会で提案はされましたけど、まだ確定ではなくて御意見をいただきたいというところだったと思います。ですので、このロゴ、キャッチフレーズを生かしながら、さらに地域をどうやって売ろうかということでも実行委員会ともまた御相談をさせていただきな

がら進めていきたいと思いますが、なお、このキャッチフレーズはロゴとしてのまるごと東部博を補強する意味で「遊・食・体・感。ジオ紀行」となってきたのも、やはり中身をあらわすものが必要だということで決まってきたとお聞きしております。

◎樋口委員 プロが考えるキャッチフレーズ、コピーは一言だけなんです。これ、高知家まるごと東部博、一体何文字あります。お金を出してよね、キャッチを構えてもらうというたら、プロなら一発でわかる言葉決めなきゃだめなんですよ。僕がこんなに予算出すのおかしいというのそれなんですよ。一発で決める言葉というのをプロフェッショナルに考えてもらわないかん。部長に。もう何回も言う話やき。これで四、五回目やき、この言葉おかしいいうて。

◎久保観光振興部長 このまるごと東部博というこの名称ですけども、今提案された状態ということでございますんで、今ここで委員会の中でもいろんな御意見もいただきまして、そのことを伝えて、もう少しインパクトのある名称にできないか、今委員おっしゃるような4番バッターというふうなことも含めて少し我々のほうから御提案して協議をしてみたいと思っております。

◎池脇委員 関連ですけど、確かにまるごと東部博、非常にインパクトのないネーミングなんです。ですから、これを使っていくと各市町村でイベントをやる場合でも統一性がない、地域任せ。そうすると、参加する側からすれば余りおもしろみのないものになってしまう。だらだら感が出るんじゃないかなと。だから、はた博で何を学習されたかということ非常に疑問に思います。それは、はた博のこの総括報告を見ても大した成果、何も次につながるような評価が出てないんですよ。ただ、イベントと体験プログラムがよかったというようなことで、悪い意味での声が上がってないんですよ。だから、お客さんも来てくれてよかったね、で終わってるような感じするから、何となくこの東部博はそれの二番煎じで柳の下にドジョウが2匹目おるぞみたいなことで安易な取り組みになってるんじゃないかなと。もう少し発展をさせた形でインパクトのある形に仕上げていかないと、こちら失敗する可能性があるんじゃないかなという危機感を持ちます。

例えば統一性を持たすには、樋口委員もおっしゃいましたけども、ここに例えば一つのテーマですね、ジオパーク、地質でもいいし、例えば東に特徴的な太陽でもいいし、海洋でもいいし、そうしたものがメインであれば、それに沿った、例えば海洋というものをテーマにしたイベントをそれぞれ地域が出してくるとかいうことで統一性が出てくる。そうすると、何となくつながりが出てくるから、室戸の先までずっと行ってみようかなとなる。そこに体験プログラムとかキャンペーンとかはめ込んでいくと整合性が出てくるんですよ。だから、全体的な統合性が見えてくる。けども、この概要見ても、本当に分散化して、統合性も統一性も何も感じられないっていう印象を受けるんでね。非常に危惧をします。

専門のデザイナーなんていう人だったら、例えばここにお茶の水入ってますけれども、コップからお茶の水をのけるにはどういう方法がありますかと。普通やったら、こればつと水捨てたら、これはのけ方の1つ。けども、この水を減らす方法はほかにもいっぱいあるんですよ。それを考えるのが発想だと思うんですよ。例えば、特異な発想でいうたら真空の状態にこれを置いたならば、水が上にぼんと浮いてのきますよね。そういう発想、あるいはここに無数の穴をあければ自然になくなってくるとか、あるいは水の中にやれば、水と水だから上から見えなくなってしまうとか、そういうような形でこの中に入ってる水を消してしまう、そういうもので見ていくといろんな発想が出てくるはずなんです。それからすると、やっぱし樋口委員がおっしゃったように、まるごと東部博なんていうのは、本当にプロの仕事かなっていうことを感じますよね。もう少しひねりがあってもええんじゃないかと、成功させようという。これがやっぱし全体を引っ張っていくわけですから、引っ張る力がないなど、馬力もないなどというような感じを受けましたので、ぜひもう少し成功させるためにこの名前に力を注ぎ込むような力のある言葉に変えていくということが大事じゃないかなと思います。いかがです。

◎久保観光振興部長 いろいろアドバイス、御意見をいただいておりますので、特にこの名称、何となく確かに言われますようにどこにも支障がないようにというふうなのが少しありますし、もう少しとんがった、これはというふうな名称にすることが必要ではないかという御意見をいただいておりますので、ぜひ実行委員会のほうにこういう御意見を議会からもいただいたということをお伝えして、改めて協議をさせていただきたいと思います。

◎池脇委員 それで四万十のはた博の成果の中で、着地型の観光商品の開発ができたのかどうか、その点についていかがですか。

◎久武地域観光課長 楽しまんと！はた博ということで、特に夏場の幡多地域を楽しんでいただく体験プログラムをはた博の中で50つくりまして、それを大きくアピールをさせていただきました。もちろんお客さんが余り来なかった、天候が不順で実際の体験ができなかったというようなこともあります。新しい幡多の夏休みという形で売り込んだことが幡多地域の観光振興に大きくこれから役立っていくのではないかと考えております。

◎池脇委員 この東部もそうですけれども、目的の中に人材を育てるという項目が入ります。前のも入ってましたけども。はた博で頑張ってくださいの方が人材として次のプロセスでどういう形で育てていくのかという設計図はできているんですか。

◎久武地域観光課長 幡多広域観光協議会を中心として、事務局としてこのはた博をやってまいりました。それぞれの地域でリーダー役となる方々がイベントをつくったりあるいは体験プログラムなどを実施してまいりましたので、今後ですけれども幡多広域観光協議会の中にそういった地域のリーダーの方々に参画をさせていただいて、これから幡多広域の事業計画をやっていく、あるいは商品づくりをやっていくということで、その幡多広域の中

にチームをつくるような形でこれから取り組みがなされるというふうに聞いております。はた博の効果として地域の方々と一緒に、民間で実際にやってこられた方々を幡多広域の活動に生かしていく、そういった活用がなされ効果があらわれるものと考えております。

◎中面委員 はた博で、16%増という発表があつて、それが多いのか少ないのか、目標には届かなかつたという高知新聞の記事が手元にあるんですが、これ見ると中村駅まつり、四万十川じゃんロックフェスティバル、土佐清水と宿毛の産業祭、清水はどうか知らんですけど、宿毛はもう何年か前からこれずっと計画してましてね、やっとならに合せてやったら非常に好評だつたと。来年以降もこれずっと続ける予定です。大月でも三原でも産業祭は非常に好調な人出を出してますんで、それを県外客に知らせると、これもまた次の手段かなと思つておりました、さっきの食の質問に移りますけど、大月町のへらずし、今見たら、もうインターネットで県外に発送してまして、地元で食べるともつとおいしいですよ。2軒ぐらいしか食べさせるところありませんけれどもね。時期にもよります。それで、さっきの宿毛の刺身の話ですけど、刺身とブリしゃぶを沖の島の釣りブリで食べさせる店が1軒ありましてね、1月やったかな、県の監査委員がそこで食べましよう言うから連れてつたら、私含めて5人おつたんですけど、5人分ぺろつと平らげて、中面さん、もう一皿ちゅうて追加したわけですよ。刺身で追加するなんてことはないですよ。ブリしゃぶはそれができるんですよ。今までいろんな店が取り組んできたけど成功してなかつた。その店は、沖の島の水産会社と直結してましてこれができるんですよ。こういうものをどんどん発信していく。個別には発信は彼らはやっています。今度県外へ出店する計画も聞いてますけども。

今言つた観光協会、宿毛市、大月町、三原、それぞれがやっぱりパンフレットつくつてますよ、いろんなお店も含めてね。高知市に住んでる方が宿毛へ行つたらラーメン、こんなもん食べたい、刺身、こんな店へ行きたいねちゅうのが何軒か地元でも評判のいい店が宿毛も大月もあるんですよ。三原にはどぶろくもありますしね。そういうもう絞り込んで県外に発信していく、そういう作業にかかつたらどうかと思うんですが。

◎久武地域観光課長 そういった地域のグルメをやはり観光商品として、できれば常時、通年で売り出したいところですけども、もちろん季節的などころもあるかと思つます。そういったものを地域本部あるいは地域観光課あるいはコンベンション協会と一緒になつて商品の磨き上げをしながら県の広報ツールを活用して大きくPRをしていきたいと思つてますんで、先ほどのブランド化の事業だけではなくて、食に対してポイントを絞つて、これから各地域で取り組みをしていきたいと思つてます。

◎中面委員 きのうちも別の課で言つたんですけど、東北震災以降、本当に宿毛にはテレビ局やら大手のデパート、スーパー関係者がどんどん何組も入ってきました。テレビ番組も食の番組が幾つか放映されました、続けて。そこで、ほとんどの皆さんと一緒に御飯食べ

ながら彼らの話聞いたんですけど、中西さん、食の宝庫ですねと、この地域は。こんなところが何で全国的に知られてないんですかという話をね、テレビ局の方から2回ほど聞きました。別々の方ですよ。今まで地理的に遠いし、宿毛湾でとれた魚を送ろうとしたって、なかなか東京までは届けにくかったですよ、輸送手段がね。今はだんだんよくなって、飛行機で送ったり冷凍でも冬場であれば非常にいい状態で送れるような輸送システムができてきました。これは本当に産業振興計画にうまくのってますんでね、ぜひそこらあたりにも力を入れてやっていただきたいと、これは要請しておきます。

◎中根委員 条例改定の件でお聞きしたいんですけども、この条例改定によって、海洋館なんかも課税義務があつて納税義務があるわけですよ。その消費税が上がる率もこの条例改定によれば今度8%になれば8%の分を計算してこうなったわけですね。予定でいけば10%になれば、もうこういう議論なしに自動的に10%分を課税された形になりますよね。県民の文化、学術に関係する施設の入場料について、県の直営であれば納税義務がないかもしれない、そういう状況の中で、指定管理に出しているのだから課税義務も納税義務もあるというふうになってるんじゃないですか。そういうふうな形で消費税が上がります。だから、自動的に入場する方たちに負担を押しつける計算方式をつくってこうやりますという条例だと思うんですが、消費税が上がることによって県にも消費税分の税金が入ってくるわけですよ。そういう意味ではね、こういうふうに10円、20円上げて、それで年間クーポン券は変えませぬみたいなね、こんなことするよりは、県が入ってくる分の消費税分ではここはもうのむくらの指定管理への考え方を持つべきじゃないかというふうに思うんですが、その点の議論はどうなってますか。

◎久武地域観光課長 課税義務はあると思いますが、納税のほうはちょっと私のほうでははっきりしませんけど、ここは指定管理ではなくて直営ということできさせていただいてます。

◎中根委員 納税ないかもしれないですね。

◎久武地域観光課長 運営のほうを公社に委託をしております。ですので、相殺ということではないですけども、入館料収入として消費税をいただきながら、今度は管理運営を委託する業者のほうには税を含めてお支払いをすることになっておりますので、直接いただいたものを丸々県の中でプールするというにはならないかとは思いますが。

◎中根委員 今回、条例議案随分出てますけど、物すごくわかりにくくて、納税義務まであるものとなないものと、そういうのが何か押しなべて、税率が上がったなら税が上がるような方向で徴収しましょう、便乗値上げというのはとても言葉が悪いけれど、そんな形で県民に負担が押しつけられていくんだなど。だから、こういう点ではちょっと納税義務と委託をされる方たちへのっていうのはいろいろあるけれども、県のほうでここは抱えましょうと。全てが上がっていくわけで、納税義務がない部分ではそこはもうこらえて支えまし

ようという、そんな議論は県の側には全くないんですか。

◎久武地域観光課長 今回の県立の施設の消費税の改正に伴うアップにつきましては、全庁的な対応ということになっておりますので、御理解をいただければと思います。

◎中根委員 だから、全国的にそういうところが今回の条例提案は問題なんじゃないかなってちょっと感じるんですよね。だって、納税義務がないのに消費税がアップする計算式で入館料を上げるわけでしょう。そのあたりがとても不思議というか、こんなのをそのまま通しちゃっていいのかなという。納税義務がある部分とない部分といろいろあるのよね。その仕分けがとてもわかりにくい。

◎中内委員長 ほかにないですかね。

(なし)

◎中内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時1分～13時0分)

◎中内委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで、審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆さん御存じのように、本日3月11日は東日本大震災から3年目に当たります。そこで、地震が発生しました午後2時46分に震災による犠牲になられた方全ての方々に哀悼の意を表するため黙禱をささげたいと存じます。時間になりましたら、私のほうから声をおかけしますので、皆様の御協力をお願いいたします。

〈おもてなし課〉

◎中内委員長 それでは、おもてなし課の説明を求めます。

◎中村おもてなし課長 それでは、おもてなし課の平成26年度当初予算案につきまして御説明いたします。

右上に②の番号のつきました高知県議会定例会議案説明書当初予算の311ページをお開きください。

歳入科目欄の観光振興費補助金700万円は、後ほど歳出のほうで御説明する広域観光案内板設置工事請負費に国の社会資本整備総合交付金を事業費の7割の率で充当するものです。

観光振興部収入の241万8,000円は、主に空港環境整備協会の助成金を受け入れ、空港利用促進事業に充当するものです。

内容につきましては、歳出のほうで御説明させていただきます。

次の312ページ、歳出のページをお開きください。

右端の説明の欄により主なものを説明させていただきます。

2のおもてなし推進調整費のうち、渋滞対策等事業委託料120万4,000円は、ゴールデンウィークや盆休み等の多客時における渋滞対策やサービスエリアでの観光情報の提供のため、警備員やアルバイトの配置等を委託するものです。

また、昨年、映画「県庁おもてなし課」ロケセットを議会棟との渡り廊下で公開させていただき、おかげさまで大変御好評いただきましたが、ロケセット撤収後もパネルや小道具を引き続き県庁玄関ロビーに設置しており、これらを活用した県庁内ロケ地ツアーを実施するためのガイド経費につきましても、この委託料の中に含めております。

次に、タクシー満足度調査委託料150万6,000円は、観光客が利用するタクシーの接客向上を目的としてJR高知駅や高知龍馬空港等におきまして調査員がタクシーをおりたお客様に直接聞き取り調査を行うとともに、タクシーに搭載したはがき等で利用者の意見を受け付け、結果を事業者へフィードバックするものでございます。24年11月からスタートし、今年度は臨時職員1名を雇用して月曜から金曜まで調査を行っているところですが、来年度は民間事業者への委託に変更し、観光客の多い土日に調査を行って、さらにタクシーの満足度向上につなげたいと考えております。

次の高知龍馬空港利用促進事業委託料300万円は、空港環境整備協会の助成金を財源の8割に充て、高知龍馬空港を利用される観光客を歓迎するとともに、ノベルティーや観光パンフレットの配布等を行うものです。

事務費632万2,000円は、高知県観光特使の名刺の印刷代や交流会の経費、また渋滞対策に伴う駐車場マップの印刷代、そして観光客を対象にしたアンケートによる満足度調査の経費などを計上しております。

なお、観光特使は、高知県に愛着を持ちゆかりのある方に、御自身の御活躍の場を通して高知県の観光情報などを発信していただくことで、本県の認知度とイメージの向上を図り、観光客の増加につなげることを目的としており、現在委嘱している方は本県に赴任された企業の支店長や県出身の著名人など407名となっております。特使の皆様には、定期的にメルマガ、パンフレットを送付するほか、交流会を開催し、日ごろの御活動や御意見などをお伺いする機会を設け、連携を深めるとともに地産外商など観光分野以外での御協力もお願いしております。

次に、3のおもてなし活動推進事業費について御説明いたします。

まず、おもてなしトイレ認定事業委託料169万1,000円は、観光客の皆様への気配りが行われているトイレを募集し、実際にトイレも確認した上で、おもてなしトイレとして認定し、この認定証を張ったトイレを県内に広げ、観光客の満足度向上につなげるものです。来年度は、食を前面に打ち出した観光プロモーションと連動して、飲食店などにも協力を

呼びかけてまいりたいと考えております。また、特におもてなしにすぐれたトイレを表彰し、認知度向上を図ってまいります。

次に、観光ガイド研修実施委託料273万3,000円は、県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修会の開催や県民のおもてなし活動への関心を高めるためのセミナー開催等を委託するもので、来年度は食をテーマとしたセミナーを開催したいと考えております。委託先は高知県観光ガイド連絡協議会で、この協議会は、現在県内のガイド団体22の団体で構成されており、事務局を高知市の土佐観光ガイドボランティア協会が担っております。

事務費119万8,000円には、県民や事業者の方々からおもてなしに関するさまざまな御意見をお聞きする高知県おもてなし県民会議の開催に係る経費や毎年秋に実施していますおもてなし一斉清掃のポスター作成やボランティア保険等の経費が含まれております。

次の313ページをごらんください。

4のおもてなし基盤整備事業費の2つ目の項目、広域観光案内板設置工事請負費1,000万円は、県内各地の観光拠点を中心とした広域観光ルートを紹介する広域観光案内板や誘導標識の設置及び既存の案内板の修正等を行うものです。

次に、観光案内板等整備事業費補助金1,200万円は、市町村が実施する観光地や観光ルートへの観光案内板等の設置や多言語のパンフレットの作成、景観整備の事業を支援するものです。

事務費449万7,000円は、非常勤職員1名、臨時職員1名の報酬や賃金、旅費などに係る経費でございます。

以上、おもてなし課の平成26年度歳出予算は、8,917万円となっており、平成25年度1億108万1,000円に対しまして1,191万1,000円、率にして11%余りの減となっております。

主な要因は、今年度計上しておりました映画「県庁おもてなし課」のロケセット公開の事業費分913万円余りを減額したことなどによるものでございます。

平成26年度の予算に関しましては、以上でございます。

続きまして、平成25年度の補正予算につきまして御説明いたします。

④の番号のつきました高知県議会定例会議案説明書補正予算の150ページをお開きください。

1のおもてなし基盤整備事業費の広域観光案内板設置工事請負費157万5,000円は、当初予算1,000万円の7割となる700万円につきまして、社会資本整備総合交付金の受け入れを見込んでおりましたが、県全体への交付額が要望額を大きく下回ることになりましたため、所管の道路課と協議いたしまして、おもてなし課分の交付金充当額を700万円から560万円に縮減することとし、差額の国費140万円と一般財源のうち執行残が確定いたしました17万5,000円をあわせて減額するものでございます。

以上でおもてなし課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

◎土居委員 この最後の観光案内板等の整備事業、これ市町村が実施主体で、それを応援するという。これは、何かこの条件みたいなんがあるがですか、観光案内板。

◎中村おもてなし課長 多言語表記を条件としております。

◎土居委員 いわゆる英語と中国語と、それからハングル。

◎中村おもてなし課長 基本的には英語だけでも結構ということにしております。

◎土居委員 実際、今年度の実施状況はどんな感じ。

◎中村おもてなし課長 今年度は、17市町村25件、交付決定をさせていただきました、当初はほとんどこの1,200万円全て使い切るといったような形でしたけれども、若干入札減で残は出ておりますが、ほぼ募集いたしますと満杯になるような状況でございました。

◎土居委員 この観光案内板等は、県内で製作できるがですかね。

◎中村おもてなし課長 基本的に全て県内で発注していると把握しております。

◎中根委員 関連ですが、平成25年度が1,200万円で、来年度も1,200万円ですよ。だんだんに案内板が充実していったらと思っていいんですか。入れかえとか、そのぐあいはどうです。

◎中村おもてなし課長 観光案内板、たくさんついてきてまして、確かに観光客の満足度はだんだんと上がってはきていますけれども、まだまだ満足度としては6割に満たないような状況でして、お客様からはよくわからないというお声もいただきますので、もっともっと充実させる必要があると思っております。

◎池脇委員 案内板というのはハードの予算ですよ。道路とか標識とかトイレとか、あるいは観光地に行くまでの小規模な道路の改修とか、主要な観光地であるいは歴史的な観光地で、そこが変形をしてきているというようなところを例えば昔のように戻すとか、それはハードの予算になるんですけどね。以前に鹿児島県の観光課のほうは、「篤姫」をやったときに篤姫ゆかりの地それを観光地で充実させようと。それを土木予算でやるとどうしても後回しになって、イベントを打ってる期間に整備されないという状況があるんで、そういう観光地を充実させる部分でのハード面の予算を観光部のほうにつけて、鹿児島県はそういうふうにやられて、それで「篤姫」の後、1年間、観光客誘致で。特に、篤姫が館から見た海の前が白浜であったと。その白浜はもうなくなってるわけです。ドラマでよくそこが出てくるんで、その白浜を再現するというので砂を買ってきて、昔のような形で整備をして、大変人気スポットにもなったと。当然、トイレについても「篤姫」のドラマが始まるまでは注目されてなかったところは、トイレ等の整備ができてないわけです。そういうところをきちっと整備したり、それから誘導路を改修したりする。それを観光課

でやってるんですね、予算つけて。そのことを踏まえて、この観光振興部ができる前に我々はそのことを執行部に提案したんですよ。そのことによって、観光地を一気に充実させることができるでしょうと言ったんですけれども、観光振興部できてから意外とそっちの面がないなど。企画とか、これソフト面がかなり先行してきてるんで、そうするとやっぱり観光の商品化がおくれるんじゃないかなと。タイミングよく持っていけないんじゃないかなということを感じるんですよ。その点について、これ部長にお聞きしたいんですけどもね、どういうふうにお考えになってるのか。

◎久保観光振興部長 本会議のときに樋口委員からも庁内で、特に土木部と連携をして観光振興に取り組んでいかなければならないんじゃないかというお話もいただきました。赤野のトイレもそうですし、また一方、前回、これ武石委員からもお話をいただきました、例えば案内標識、土木部と連携してということで、あれにつきましても早速道路課とうちの職員と一緒に先進地を見に行きまして連携してやっていこうということで取り組んでおりますんで、当然先ほど出てました観光振興部での案内標識ですとか、そういうのは当然我々もやっていってますけども、できるところは土木部と連携して、それについてはきちりやっております。道路課だけではなくて河川課サイドなんかとも一緒に、前回の「県庁おもてなし課」の映画のロケ地のとこなんかにつきましても、土木部なんかと一緒に連携して取り組んでおりますし、そういうところは我々としては連携はできておるんじゃないかなと思ってます。

◎池脇委員 当然こっちに予算がついてないから連携しなくちゃいけないんだけど、そのリアル性が足りないんですよ。やはり観光振興する上で、ここまでに、この時期までにというところでぱっと対応できる、そういう部分のハード整備の予算は、しっかり確保するべきじゃないか。当初は各市町村に観光地でトイレ等を新しくつくったりとか、その改修するというような要望上げていただいて、それに対する補助を出した予算もあったと思うんですね。きょう課長のお話聞いてたら、おもてなしトイレを指定してやるだけの話になって、トイレの改修っていうのはもうそれぞれ任せみたいになってるんで。

◎久保観光振興部長 午前中、お話ししました地域観光課の拠点事業の中でトイレの改修ですとか、そういうところは観光振興部の中でも対応できるようにはなっております。

◎池脇委員 はた博でそれぞれの地域でイベントやって、たくさん観光客に来ていただいたと。これからまた東部博やろうと。そのときに、協議してるときに地域の人たちから、ここにトイレを1つくってもらいたいとか、観光地までの遊歩道をちょっと整備してもらいたいっていう要望は必ず上がると思うんですよ。そのときに、一々土木部と連携してやる話なのかなと。そこをきちっと区切って、わかりましたと言ってそこをぱっと整理していくという、それがリアル性だろうと。特に広域で観光イベントをやろうとした場合に、そうした面の財政的なバックアップがなかったら、もう単にイベントだけのつなぎ

ということになってしまって、新しい観光地として整備をされていくことにつながっていかないんじゃないかと。イベントが終わってからこつながないかんてなったときに、もうリアル性はないし、土木事業の中の一環になってしまったら、幾ら連携とっててももう終わってる行事だから、そこに金をつぎ込むということはあり得ないんであって、そういう意味ではこういうイベントを開きながら、観光も着地型で発見をして、それで開発をしていく最低限の基盤整備はやっていく、その予算はしっかり確保すべきじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは今までのように土木部との連携だけでやっていいと、ちょっと本気で商品開発していこうという感じは見受けられないですね。やっぱり弱腰かなと。そこをやっていくことで、高知県の観光商品を早くつくり上げることになるんじゃないかなと思うんですけども、部長の御意見を。

◎久保観光振興部長 おっしゃるとおりだと思います。早急にやらないかんところにつきましては、先ほど言いましたように観光拠点整備事業の中で対応できるようにしてます。例えば、先般も新聞に載ってございましたけども、武市半平太の生家にあるトイレ、本当に今お客様に喜んでいただけてますけども、あれも観光拠点整備事業の中で高知市と一緒にやってお互い負担をしてやっておりますんで、ああいうようなすぐできるような取り組みについては、我々観光振興部の事業でできるようになってます。それを越してもっと大々的に整備をせないかんところにつきましては、土木部に限らず連携をしていこうと思っておりますけど、できる範囲は観光拠点整備事業の中で早速対応できるものについてはやっていきたいと思っております。

◎池脇委員 その整備について年間どれぐらいの予算を確保していくかということによって計画性が出てきますよね。そうすると、観光という視点からいろんな地域を見直すことができるわけですよ。だから、単なる交通とかいうことじゃなくて、観光という視点から地域とか道路を見直すことができる。だから、そういう部分での予算を確保して、そして観光地を磨き上げていくということが非常に必要だと思いますね。そのあたりのお考えありますか。もっときちっと予算を確保するということ。

◎久保観光振興部長 予算の規模にもよると思いますが、現在観光拠点整備事業2億2,000万円を観光振興部のほうで持ってます。これは、拠点をつくるということで、例えば室戸のジオパークのミュージアムもしかりですし、大きいのはそういうところです。過去においては、海洋堂ホビー館の改修なんかもそれでやっています。小さいところでは言いましたら、先ほどWi-Fiのことが出てございましたけども、そういうのもやっていく。それぞれ観光振興部として本当にすぐに対応できるような小さいものから少し大きなジオミュージアムみたいなものまでできるようになってます。ただそれをやりながら一方では、土木部でしたら結構補助金を使ってできますんで、遊歩道とかでしたら、予算を有効的に使える。それと時間との兼ね合いで観光振興部のほうでやったほうが早くできていいとい

うのは、観光振興部でやりますし、補助金を使って少し大規模なやつは土木部と連携してやるとか、そういう使い分けをしていきたいと考えてます。

◎池脇委員 北海道の美瑛町の例ですけれども、美瑛町は富良野の手前の町で、それで観光バスが富良野に大体行くと。美瑛町というのは、その途中下車でトイレ休憩をする場所であったわけです。そこはドイツの田園風景があるというところで、一応そこでとまってみようと。そのときに、美瑛町は通過型の場所になってるから、何とか富良野でなくて美瑛町に泊まってもらいたいし、そこ経済効果上げたいというので磨きをかけたわけです。バスからおりて見た田園風景で日本の風景は一切消すと。農場ですから耕運機らも置いちゃいけないかん。しかし、見える範囲内にある農場の小屋とかも洋風に全部変える。それから、休憩所についても、日本語を全部なくして、例えば散髪屋さんであればはさみでやるというような形にして、そこでバスおりたときに記念撮影もするし、そこに一種別のヨーロッパの田園地域の空間をつくり出している。そういうふうにお金を全部かけてつくり上げてきて、その結果、美瑛町に泊まり出したんですね。それで、集客力ができたんで、じゃあ美瑛町のお土産をつくろうというのでお土産の商品がどんどんでき出した。ホテルも建って、そこでお金も落ち出したと。そういうようなものをつくらなくちゃいけない。これは観光という視点であって、土木の視点じゃないんですよ。だから、観光振興部というのはそういう視点で、これから高知県のいろんな地域、ホビー館もそうですけど、もっと周辺のところ、しっかり磨き上げる金は単に市町村だけにやらすのかっていうことになると思うんですけれども、美瑛町のようになるようなバックアップしてやると、一段とまた磨きがかかる。

北海道は、ある意味では観光でしか小さな町は生きれないという状況もあって、本気でそういうところへお金をつぎ込んでやってるんですよ。だから、北海道内で競争してるという。富良野に泊まる客が大分美瑛にとられてるということですね。例えば置戸町とかいうところなんかは、もう銀河鉄道の最終駅なんです。森林町なんです。だから、木の文化町という形で10年間かけて駅前商店街、町を全部つくりかえたと。10年間毎年毎年検討委員会をメンバー変えてつくって、できた案をまた壊し、10年間かかってつくり上げた。それぐらい観光地で人を呼ぼう、そうしないと産業がないんで生き残れないという状況の中で必死でやってるんですよ。だから、高知県なんか本当に四国の中でも離れてきてる、交通の便もいいわけじゃない。そんな中で、お客に来てもらわないかんとなったときに、そういう本気度の問題と、有効的に集約してお金を使うという部分。徹底して観光という視点でそうした基盤整備をしていくことが非常に重要だと思うんですよ。その部分の腹を持って予算もしっかり持っていて、やっていただくことは大事じゃないかなと、財政と。そのあたりの基本的なお考え方をお聞きします。

◎久保観光振興部長 できたら、観光振興部も予算をたくさん持って、そういうふうなど

ころまでやりたい思いはありますけども。役割分担があると思いますので、そこは財政当局とも話ししながら土木部に限らず関係部局とどういうふうに役割分担をしたら早く、またいいものができるか、そして今委員おっしゃるようにこれからの観光といいますのは少し長い目で見て景観、いわゆるまちづくりの意味の景観ですけども、それが大変重要だと言われてますので、そういう観点も押さえた上でどうやれば一番いいものができるか、早くできるか、役割分担の中で考えていきたいと思います。

◎武石委員 部長にちょっと御所見をお聞きしたいんですけど。

このおもてなし課の予算額9,000万円弱で人件費が6人分で約半分、ほかの予算は委託費なんです。私今ずっと県庁全部の予算書見比べてたんですけどね、人件費と事業費あるいは事業内容、このバランスがちょっといびつな感じもするし、それからさっき午前中も触れたようにW i - F i の予算なんかは地域観光課で持ってて、その事業するのはおもてなし課というような何か線引きができないのか、あるいはあえてしないのか、どうも釈然としない、腑に落ちんところがあるんですけど、その点について部長の御所見を。

◎久保観光振興部長 おもてなし課の一番のミッションといいますのは、我々今思ってますのはみずからおもてなし課が事業をハードも含めて行っていくというよりも、県民の方の気持ちの醸成というところに重きを置こうと。県民みんなが観光客の方をおもてなしをしたいという心をお持ちいただけるような取り組みをしていきたいというところに今までは少し重点を置いてまいっておりますので、今こういうふうな少し委員がおっしゃるように人数と事業の中身からいうたらアンバランスなところが今までは生まれてきてるのかなと感じます。

◎武石委員 こういうふうにおもてなし課として独立させるのであれば、ただ委託をして終わり、そうはなっていないと思うんですけど、やっぱり課としての目標を明確にして、それに向けてしっかりと達成をするという積極的な姿勢、消極的というわけじゃないですけどね、ほかの課と比べたらそういうのがちょっと我々からすると見えづらい。何か委託出して、それで終わりかえみたいなきもちもするし、そういう思いがありますが、もう一回部長の御所見聞いて終わります。

◎久保観光振興部長 確かに過年度はそういうところがありまして、先ほど言いましたように、県民皆さんにそういう思いを持っていただくということが主でしたけども、ここへ来ましてトイレとかタクシーとか、攻めのおもてなしというのを、この2年くらい始めてきたつもりですけども、確かに委員言われるように、もう少し、抽象的なものではなくて、もっと具体的に数字も持っておもてなし度を何%に上げる、それにはどういうふうにしたらええかという具体の事業も含めてもっと中で検討していきたいと思います。

◎樋口委員 2つあります。1つは、この本物の日本を感じる部分の、ターゲット、最優先市場は、台湾、韓国ですね。これ頭入れちよって。その中で、予算は観光案内板、英語

でいいと言いました。英語圏の人ほとんどいないんじゃない。台湾、韓国の誘致を最優先するんだったらよね、中国語、韓国語じゃないとだめでしょう、英語より。それどう思いますか。

◎中村おもてなし課長 委員のおっしゃるとおりでして、確かに幾つかの多言語ということが必要だと思っております。ただ、観光案内板に限って言いますと、どうしても幾つかの言語を1つの案内板にまとめますと見つらい点もありますので、最低限理解していただくために1言語でもオーケーということにさせていただいております。ただ、この観光案内板等に関する補助金の中で、例えば多言語のパンフレットですとかホームページの整備などもしています。

◎樋口委員 看板のことを話している、看板。

◎中村おもてなし課長 観光案内板はそういった考え方でおります。

◎樋口委員 例えばスイスへ行ったらね、公用語が4つあります。全部載せてるんです。小さくてもわかったらいいんです。例えば英語で高知やったら高知と書いて、その下に小さくても、読めるくらいの小ささやけど、その中で国語、韓国語で高知と書いたほうがずっと親切じゃないですか。コストもかかりませんよ。だから、この本物の日本を感じる最優先市場が台湾、韓国だったら、それ追加すべきと思いますが、部長どう思います。

◎久保観光振興部長 スペースのあるものにつきましては、基本的になるだけ多言語、英語だけではなくて、そういうふうなこともやっていきたいと思えますし、今後はスペースも広げることも考えてなるだけ多言語を広げていきたいと思えます。

◎樋口委員 なるだけ広げるということはどういう意味ですか。

◎久保観光振興部長 英語というのは例えば台湾の方でも韓国の方でも結構御存じの方も多いいと思っておりますので、そういう意味でスペースがあるからほかはしないという意味ではなくて、スペースも広げるというふうな意味で多言語化を広げていきたいと思えます。

◎樋口委員 広げるということはですね、例えば3カ国語を出さなきゃいけないとか、英語だけで構わんけど皆さん気が向いたらよね、あとの2国語入れてくれという意味ですか。

◎久保観光振興部長 なるだけそこ、英語だけではなくて、複数、3語、4語入れるような看板にするようなことをはなっから考えていきたいということです。

◎樋口委員 次、先ほど部長のほうから出たき、その例の赤野のトイレです。あの写真は見ましたか。写真のとおり結婚式の事前撮影所とか、それからバスがとまって巡礼さんが100人くらい行くんです。100人でトイレ1つなんです。東部で、室戸から高知までの間で国道沿いであれくらいきれいな景観でバスも簡単に国道沿いで寄れるところはないんです。そういう中で、トイレの行列が連休なんかできまして、周辺の人からのクレームも結構上がってるんです。立派な公園、休憩所とトイレつくったら、今度は思わぬクレームな

んです、観光客から。そこらあたりは土木部の予算ですが、土木部には働きかけはしていただいていますか。

◎久保観光振興部長 先般、御質問をいただく中で、お話が出ておるんで、可能であればトイレ等についても増設をしていただくように、一方、我々としてはもっともっと自戒の念も込めまして道の駅で観光客の方に御利用いただくような事前の、例えば旅行商品をつくるPRもしていけないかと内部でも検討したところです。

◎樋口委員 最後に1つ。東部博もありますのでね、多分東部博が始まったら相当あそこに寄ると思いますから、できたらそれまでに調整してほしいと思います。

◎中内委員長 ほかに。

(なし)

◎中内委員長 ないようですので質疑を終わります。

以上で観光振興部を終わります。

《土木部》

◎中内委員長 次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

◎奥谷土木部長 それでは、2月議会に提出しております土木部の議案について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております参考資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度の土木部当初予算のポイントをまとめた資料でございます。

予算編成におきましては、ここに書いてございます丸数字の1番から5番でございますが、こういった点を基本的な考えとして作業を行いました。

まず、①としまして南海トラフ地震対策の加速化と抜本的な強化を行うと、2点目が既存インフラの有効活用と長寿命化といったことで、この1、2に重点を置いて予算をまとめたものでございます。

中ほどに一般会計の土木部の予算をお示ししてございます。

表の左の2列目の一番上の欄にございますように、26年度の当初予算額は713億1,900万円となっております。これが、右から2番目の欄、25年度の当初予算728億3,000万円と比べますと15億1,100万円の減、率にしまして0.98倍、約2%の減となっております。

平成26年度の予算の内訳でございますが、経常的経費で36億2,200万円の減で、率でしますと0.84倍と、16%の減となっております。これは、道路公社の高知桂浜道路の建設費の償還金35億2,000万円あるいは本四高速に関する出資金7億4,000万円、これが25年度限りの経費だったものによるものでございます。

次の投資的経費につきましては、道路や河川などの整備を行います普通建設事業費が501億6,400万円となっております。25年度と比べますと22億5,200万円、率にしまし

て1.05倍、5%の増となっております。これは直轄事業負担金におきまして、高知市の長浜、戸原海岸において堤防の耐震補強工事が行われることによる増額、あるいは国の補助事業であります一般公共事業、単独事業について、おくれいております本県の社会資本整備を確実に進めるために、また南海トラフ地震に対する備えを加速化するために必要な予算を確保したところによるものでございます。

災害復旧を除きますと、実際に県が発注する事業の予算はこの表では一般公共事業と、それから単独事業、この2つを足したものとなります。合計で412億円ほどとなりまして、これは25年度と比べますと約9億円、率にしまして1.02倍、2%増額してインフラの整備の促進を図りたいと考えております。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

次に、県勢浮揚のための5つの基本政策に関しまして土木部の取り組みでございしますが、土木部が中心となりますものはインフラの充実と有効活用でございします。この分野では、3つの施策に重点的に取り組んでいきます。

1点目につきましては、産業振興や安心・安全につながるインフラ整備でございしますが、四国8の字ネットワークを構成する道路の整備、あるいは和食ダムの建設などを進めてまいります。このうち和食ダム建設費は、ダムの堤体工事に着手することから、大幅な増額になってございます。

2点目は、地域生活の安全・安心に直結するインフラ整備等でございします。中山間の道路を整備いたします1.5車線の道路整備事業や住民の皆様の生活に密着した身近な公共施設の維持修繕に土木事務所長の判断で迅速かつ柔軟に対応いたします地域の安全・安心推進事業、こういったものに取り組んでまいります。

3点目は、既存インフラの有効活用でございします。既存施設の長寿命化のための取り組みあるいは高知新港振興プランに基づきまして、コンテナ航路の維持、拡大、クルーズ客船の誘致活動などに取り組みます。

次のページをお願いします。3ページでございします。

南海トラフ地震対策について整理したものでございします。

まず、住宅建築関係では、従来から行っていましたちょうど丸数字の1番、住宅の耐震対策に加えまして2番の大規模建築物の耐震診断や設計に対する補助を行います。また、避難路等の沿道建築物の基礎調査にも着手いたします。

次に、道路関係でございしますが、③としまして緊急輸送道路における橋梁の耐震補強工事に21億円余りを計上しております。施工箇所は、春野赤岡線の浦戸大橋、物部川大橋や須崎仁ノ線の仁淀川河口大橋などでございします。

このほか⑥のほうで道路啓開計画の策定などを行ってまいります。

港湾海岸関係につきましては、先ほど総括表の中でも御説明しましたように、国直轄事

業により高知、長浜、戸原海岸で堤防の耐震補強工事を行うため大幅な増額になっております。

河川関係では、高知の市街地への長期浸水への備えといたしまして、14番にありますように浦戸湾内の河川堤防の耐震補強等の南海トラフ地震対策の加速化、抜本強化を図ってまいります。

続きまして、4ページでございますが、これは土木部の一般会計の総括表でございます。

また、5ページは、特別会計の総括表でございます。

では、資料の6ページをお願いいたします。

最近12年間の土木部の当初予算の一般会計の推移でございます。グラフにありますように平成16年度につきましては、三位一体改革の影響によりまして前年度よりマイナス17%と大幅に減少いたしました。その後、3年間も10%程度の減少となっております。平成23年度からは、中山間地域における生活を守るといった視点あるいは地域経済への影響にもきめ細かく配慮するとの基本的な考え方のもと、普通建設事業に対して配慮がなされたこともありまして、若干ですが増加傾向に転じております。

平成26年度は、先ほど御説明をいたしましたとおり、予算全体としては2%減少ということでありまして、この積み上げグラフの上から1段目と2番目、これは経常経費となります。こちらのほうが大きく減少したものでございまして、3段目以降の投資的経費につきましては約4%の増と、昨年度よりも増加してございます。

7ページをお願いします。

国直轄負担金や災害復旧費などを除きました道路、河川などの分野別の事業費の推移でございます。

このグラフで見ますと、一般公共事業と一般単独費の合計額、これは平成9年をピークに毎年減少を続けまして、21年度にはピーク時の約3割までに減少してございます。平成22年度からは、維持管理に関する直轄負担金が廃止された分などのこの財源を活用いたしまして、単独事業に手厚く配分いたしましたことから少し持ち直し傾向にありまして、平成26年度はピーク時の38%ぐらいまで回復をしております。これは、ちょうど平成17年度当初予算に近い額となっております。

次に、8ページをごらんください。

これは、性質別の予算説明資料となっております。

次の9ページでございますが、その8ページの対前年度比を図にしたものでございます。色が濃くなっている部分が前年度から削減された部分となっております。

ダム費、海岸費が大幅に伸びまして、国庫直轄負担金につきましても全体の伸び率よりも大きくなってございます。これは、南海トラフ地震対策として海岸堤防の耐震対策として

全国防災費により整備が続けられております高知海岸において予算が大幅に増額となったことによるものでございます。

続きまして、10ページでございますが、これは一般会計の歳入と歳出の内訳をグラフにしたものでございます。

次の11ページから、これ18ページまでございますが、これは土木部当初予算の概要等の資料でございますが、先ほどのポイントにおける説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

なお、個別の予算の内容につきましては、後ほど各課長のほうから御説明いたします。

次に、19ページから22ページに関してでございますが、平成25年度の2月補正予算でございます。

19ページの表の3列目、補正見込み額の一番下の欄でございますように、一般会計では22億4,500万円余りの増額となっております。これは、国の経済対策の補正及び内示差額によるものでございます。

20ページの特別会計では、一番下の欄でございますが、6億4,200万円余りの増額となっております。

21ページにつきましては、性質別の補正予算の説明資料でございます。

次に、22ページでございますが、平成25年度の繰越明許費の説明資料でございます。

一番上に会計別の件数と金額、その下に工種別及び理由別の件数と金額を記載してございます。各欄の上段の数値が今回お願いする繰越予定額で、下段は累計となっております。

次に、条例その他議案でございますが、条例議案といたしましては高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案など6件、その他議案としまして権利の放棄に関する議案など3件を提出しています。

詳細につきましては、予算とあわせまして後ほど関係課長から御説明いたします。

その他報告事項としましては、高知県建設業活性化プランについて等ほか1件がございます。これにつきましても、後ほど関係課長より御説明いたします。

また、各種審議会等の審査結果につきましては、平成25年度各種審議会等の審議経過一覧表としまして参考資料の一番最後につけてございます。

以上で2月議会に提出しております土木部の議案の総括説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈土木企画課〉

◎中内委員長 まず、土木企画課の説明を求めます。

◎本田土木企画課長 それでは、土木企画課の平成26年度当初予算及び平成25年度2月補正予算について御説明いたします。

まず、26年度当初予算でございます。

資料番号2の議案説明書、当初予算の460ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

歳入額の合計は8,000円となっております、臨時職員の共済費の個人負担額などがございます。

次に、歳出予算でございます。

461ページをお願いいたします。

歳出額は、合計で16億1,854万円余りを計上しております、前年度とほぼ同額となっております。

右端の説明欄をごらんください。

大きくは企画調整費と地域の安全安心推進事業費の2つでございます。

主なものについて御説明いたします。

企画調整費のうち、まず上から2つ目の職員研修委託料は、新規採用職員を含みます入庁3年までの土木技術職員を対象に基礎的な知識や専門技術を身につける研修といたしまして、高知県建設技術公社へ委託するための経費でございます。

次に、廃棄物処理委託料は、各土木事務所におけます維持管理業務によって生じる放置自転車や違法屋外広告物の撤去などの廃棄物処理に要する経費でございます。

次に、建設業事業継続計画認定業務委託料でございます。この事業は、地域の防災力を向上させるために、南海トラフ地震に備えまして、災害時にも建設会社の事業継続力が確保できますように建設会社みずからが策定しました建設業の事業継続計画、いわゆるBCPを県として認定していくものでございます。平成24年度からの取り組みでございます。26年度も引き続きまして建設業の事業継続力の確保に向けまして取り組んでいくものでございまして、各建設会社の申請書の受け付けや審査資料の整理など事務的な業務を、これも高知県建設技術公社へ委託するための経費でございます。

これまでに対象となります253社のうち現在までに国による認定も含めまして151社を認定しております。認定率は60%となっております。

次の職員研修負担金は、国土交通大学校で開催される技術研修などへの参加に要するテキスト代等の経費でございます。

次の四国地盤情報活用協議会等負担金でございますけれども、これは高知県が正会員となっております協議会への負担金でございます。

事務費は、これまで御説明いたしました国土交通大学校の職員研修などにかかります旅費、臨時職員の賃金、会議等開催に伴う会議室の使用料に係る経費でございます。

最下段、地域の安全安心推進事業でございます。この事業は、地域の生活に密着いたしました道路や河川、砂防、海岸などの身近な公共施設の維持修繕や小規模な改修工事など、それぞれの地域のニーズに対しまして、各土木事務所長の裁量で迅速かつ柔軟に対応するものでございまして、昨年と同額を計上させていただいております。

以上が平成26年度の当初予算でございます。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明いたします。

資料番号4、議案説明書補正予算の232ページをお願いいたします。

同じく右の説明欄をごらんください。

企画調整費で346万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

主なものとしましては、上から3つ目、建設業の事業継続計画認定業務委託料の減額は、認定を申請する業者数が予定を下回ったこと、また最下段の事務費につきましては、国土交通省に職員を研修派遣しなかったことに伴う宿舍借り上げ料が不用となったことなどによるものでございます。

以上で土木企画課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎池脇委員 所長裁量の予算ですが、これ前年度と同じっていうことですがけれども、その根拠は何ですか。

◎本田土木企画課長 非常に県の財源も厳しいですけれども、この所長裁量予算につきまして平成16年からずっと今の制度で機動的な予算として執行してございます。投資的な改修、大規模な工事のみならず本当に地域に求められるきめの細やかな対応ということで地元からも非常に要請が強い。できれば伸ばしたいんですけれども、土木部としてはこういうことできちっとかゆいところに手が届く予算としてきっちり予算化していきたいということでございます。

◎池脇委員 この予算は、リアル性、即効性のある、しかも小規模で地域住民の方々にとって大変ありがたい。ますます要望も多くなってきていると思うんですね。であるならば、やっぱり増額をしていくということが大事じゃないかなと思うんです。しかし、県の財政の問題もあって前年度並みに据え置いたと思うんですけれども、こういう予算こそ微増であってもしっかりふやしていくということが大事じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

◎本田土木企画課長 土木部全体の予算の中で枠組みといいますか、本当に地域に密着した予算としてとってございます。委員御指摘のようにふやすべきとの気持ちは当然あるんですけれども、年度ごとの執行でございまして、当該年度の災害への対応ということで予算管理については各土木事務所で四半期ごとに執行計画を立てて優先順位をつけて、一部

残ったものについては、緊急性のプライオリティーの順番から翌年度に持ち越してもいいものは翌年度というような形で、各土木事務所で執行管理をしておりますので、今後御指摘も踏まえまして、予算編成に参考とさせていただきたいと思っております。

◎池脇委員 それぞれ土木事務所で多少の違いが出てると思うんですけども、その違いは掌握されておりますか。

◎本田土木企画課長 これについては、中山間、それから主に海岸線を有するところがございまして。主に海岸のところは海岸漂着物といったところに予算を投入せざるを得ない。それから、河川、これはもう全県的に河川の除草であるとか堆積土砂、寄り州の除去とかいうことを求められておりますので、それとかやはり中山間においては道路の災害に至るまでの小規模の崩土とか、やはり求められるものは違うんですけども、総じてはやはり各土木事務所の地形的特性と申しますか、そういうもので性格があらわれておると思います。

◎池脇委員 総額が同じですから、それぞれ各事務所への振り分けも前年度と同じということだろうと思うんですけども、それぞれの地域で要望の量も、また要望するものも違うんで、事務所ごとの実態の上である程度配分するというようなことはお考えにはなっていないんですか。

◎本田土木企画課長 この予算は、客観的な指標としまして各土木事務所の人口、周辺人口とか道路、河川の延長、それから土砂災害の危険箇所数ですとか、そういうものを客観的に評価しまして配分しております。ただ、年度途中で未曾有の災害があった場合には、例えば安芸土木であれば室戸事務所との予算流用も踏まえて柔軟に対応していくということで、配分のところはやはり一般の社会的状況を踏まえた配分として各土木事務所に配分させていただいております。

◎中内委員長 ないですかね。

(な し)

◎中内委員長 なければ、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

〈建設管理課〉

◎中内委員長 次に建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 それでは、当課からは平成26年度当初予算と平成25年度補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、平成26年度当初予算から御説明をさせていただきます。

説明資料の②の当初予算の議案説明書463ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

まず、7分担金及び負担金でございますが、(1)建設管理費負担金は土木行政総合情報システムを利用する公営企業局の負担分を受け入れるものでございます。

次に、8 使用料及び手数料でございます。（1）の庁舎等使用料は庁舎等の目的外使用に伴うものでございます。

少し飛びまして、11 土木手数料でございますが、主なものとしましては、（2）の建設業者許可手数料と464ページに移っていただきまして、（7）の建設業者経営事項審査手数料などが主なものでございます。

次に、中ほどの国庫支出金のうち、（1）建設管理費委託金は、国の統計調査の受託に伴い、国費を受け入れるものでございます。

次に、10の財産収入でございますが、1の財産貸付収入の（7）普通財産貸付料は、本山町の旧職員宿舎を町に貸し付けていることによるものなどでございます。

次に、12の繰入金でございますが、465ページに移っていただきまして3の地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入は、須崎土木事務所、四万十町事務所の空調設備改修工事及びその実施設計委託業務と須崎第2総合庁舎の外壁改修工事に充当するため、基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、14諸収入です。3の過年度収入の（4）建設管理課収入でございますが、これは市町村からの受託事業の市町村負担金の受け入れや、あるいは後進法に基づく補助率差額、あるいは県事業に伴う市町村負担金などを受け入れるものでございます。

次の22違約金及び延納利息の（1）賠償金は、独禁法違反事案に係る賠償金分納分を受け入れるものでございます。

次に、15の県債ですが、中央東土木事務所本山合同庁舎の耐震改修工事実施設計委託業務に起債を充当するものでございます。

以上、建設管理課で収入いたします主なものの説明でございます。

今説明を省かさせていただいたものの中に、河川使用料や屋外広告等の手数料ほか他の課が収納するものも含まれておりますが、これは当課で計上いたしまして人件費と連動いたしますものを当課の歳入として計上しているものでございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

466ページをお願いいたします。

建設管理課の予算であります一番下の段の建設管理費につきましては、右の説明欄に記載しておりますように、大きくは1の人件費と467ページからの2の土木諸費など5つの細目事業から成り立っております。予算額は、合計で24億3,400万円余りで、本年度の予算と比べますと1億1,900万円余りの減額となっております。

それでは、内容について順次御説明をさせていただきます。

右の説明欄で御説明をさせていただきます。

まず、1の人件費でございます。これは土木部職員の人件費のうち、公共事業費で充当するもの、いわゆる事業費支弁分などを差し引きました21億円余り、232名分をここに一

括して計上しているものでございます。

次に、2の土木諸費でございませう。ここには、各土木事務所の施設整備や建設管理課及び各土木事務所の管理運営に要する経費を計上いたしてあります。

まず、2段目の実施設計等委託料でございませう。本山合同庁舎の耐震改修工事及び須崎土木事務所、四万十町事務所の空調設備改修工事の実施設計を委託するための経費でございませう。

次に、その下の清掃等委託料は、各土木事務所の庁舎の清掃、警備、空調設備等の保守管理業務に要する経費でございませう。

1つ飛びまして、土木行政総合情報システム運用保守委託料は、システムの運用保守に関する経費のうち、公営企業局が負担すべき分は当課で負担金を受け入れ、歳出として計上しているものです。

次に、職員研修等委託料は、平成22年度から行っております職員向けのコンプライアンス研修と高知県談合防止対策検討委員会の報告を受けて、平成24年度から実施しております建設事業者向けコンプライアンス研修を実施するための経費でございませう。

次に、建設業活性化推進事業費は、後ほど報告事項となっております建設業活性化プランに基づきまして、県内建設業の活性化への支援として県内各ブロックで建設工事の工程管理等マネジメント技術研修の実施や維持管理業務の出来高払い実施に向けた研究委託経費及び建設工事の設計、施工、維持管理等各プロセスで情報化技術を活用検討するための経費でございませう。

次に、施設整備工事請負費は、四万十町事務所の空調設備改修工事や須崎土木事務所が管理しております須崎第2総合庁舎の外壁改修に要する経費などでございませう。

次に、耐震改修工事請負費は、中央東土木事務所が管理している本山合同庁舎の耐震改修工事を行うための経費でございませう。

1つ飛びまして、建設業広報推進事業費補助金は、建設業活性化プランに関連いたしまして建設業関係団体が行う建設業の重要性やあるいは魅力といったものを発信する広報活動に対し補助するための経費でございませう。

次に、国庫支出金等精算返納金は、本来は補助金の精算に伴い、補助金を受け入れ過ぎた場合に国に返す歳出予算ですが、今回は独禁法違反事案の賠償金に係る返還金がほとんどでございませう。

また、一番下の事務費の中に建設業活性化プランの支援策の一つとして、26年度から新たに建設業支援アドバイザーに係る経費532万5,000円を計上してあります。これは、建設業活性化支援策として建設業支援アドバイザー制度を創設させていただき、建設業者のさまざまな課題に対し、支援窓口を通じて専門家の派遣による指導・助言等の個別支援を行うための経費でございませう。

468ページをお願いいたします。

3の建設業者指導監督費でございます。ここでは、建設業の許可に関する事務と入札に参加するために必要な経営事項審査を行うための経費などを計上しております。

まず、建設工事紛争審査会委員報酬でございます。これは、建設業法の規定に基づきまして建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行うため審査会を設置しております。その委員の報酬7名分を計上しております。

1つ飛ばしまして、建設業許可審査事務等委託料でございます。建設業情報管理センターが運用しております全国統一の電算処理システムを利用しまして、建設業の許可と経営事項審査に関する情報処理を行うための経費などでございます。

次に、経営事項審査申請書等審査業務委託料は、経営事項審査や入札参加資格の申請書類を審査する業務の一部を外部へ委託するための経費でございます。

次に、2つ飛ばしまして、建設工事及び建設業務統計調査費でございます。これは、国土交通省からの委託を受けております公共、民間を含めた建設工事の受注状況などの統計調査に要する経費で、全額国からの委託金でございます。

最後に、5の建設技術管理事業費でございます。まず、電子納品運用支援等委託料でございます。これは、平成16年度に運用を開始しました電子納品が円滑に行われますよう、ヘルプデスクの設置やあるいはシステムの運用管理等を行うための経常的な経費でございます。

また、この経費の中に、26年度限りの経費といたしまして、電子納品システムのOS更新に伴うシステム再構築委託料や土木行政総合情報システムのサーバー機器リース切れに伴う庁内クラウドへの移行業務、さらに26年度から27年度にかけて次期土木行政総合情報システム構築に向けた基本設計委託業務の現年度分を計上しているところでございます。

次に、公共工事土量調査等集計委託料は、土量の発生状況や過積載の現場調査などの結果を集計する作業を委託して行うものでございます。

次に、資料の470ページ、債務負担行為をお願いいたします。

これは、先ほど申し上げました次期の土木行政総合情報システムの構築に向けた基本設計に係る業務を26年度から27年度にわたり委託するものの債務負担分でございます。

以上が26年度当初予算の内容でございます。

続きまして、25年度補正予算について説明をさせていただきます。

④の補正予算の議案説明書の233ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

10の財産収入の（1）土地売却収入は、旧中村東町公舎の土地売却収入でございます。

14の諸収入の（4）賠償金は、独占禁止法違反事案に係る賠償金の利息などでございます。

その他の歳入項目は、歳出の入札残などによりまして不用となる基金からの繰入金あるいは起債など充当する財源を減額したものでございます。

234ページをお願いいたします。

歳出でございます。

特に、下から2段目の国庫支出金等精算返納金8億8,700万円余りでございます。これは、独禁法違反事案の賠償金に係る国等への返還金でございます。

その他の項目につきましては、入札残などによりまして不用となりましたものなどを調整し減額をするものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。

236ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、12月の議会で195万2,000円の繰越予定をお願いしていたものを今回6,227万円に変更をお願いするものでございます。これは、高知土木事務所で行っております耐震改修その他改修工事で、配管設備等の設置方法の検討に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

以上で建設管理課の提出議案についての説明を終わらせていただきます。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

(なし)

◎中内委員長 なければ、質疑を終わります。

〈建設検査課〉

◎中内委員長 次に、建設検査課の説明を求めます。

◎川内土木技術監兼建設検査課長 それでは、建設検査課の平成26年度当初予算について御説明をいたします。

議案説明資料②、471ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、14諸収入で6万5,000円となっております。これは、高知県建設技術公社が主催します企業技術者への研修会に、当課の職員を講師として派遣しておりますので、その旅費を受け入れるものでございます。

次に、472ページをお願いします。

右の説明欄をごらんください。

1の優良建設工事施工者表彰費につきましては、県内企業の健全な育成と建設技術の向上を目的としまして、前年度に完成した成績評定が80点以上の工事の中から企業を募集し、選考審査をして受賞者の表彰を行っているところでございますが、その募集作業、応募資料の取りまとめ、表彰式の運営などの業務を委託する優良工事施工者表彰業務委託料と、その表彰状の用紙代など事務費で計220万円となっております。

この表彰制度の見直し等につきましては、後の報告事項で改めて御説明をいたします。

次に、2の施工管理技術向上事業費は、県、市町村の技術職員に対しまして施工管理等に関する技術者研修会への旅費と研修会の資料費及び建設技術や試験研究に关します地方公共団体の連絡協議会に出席する旅費等63万4,000円となっております。合わせて283万4,000円が建設検査課の26年度予算となっております。

以上で説明を終わります。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎池脇委員 各土木事務所の耐震化の現状はどうなってます。

◎今西建設管理課長 先ほどちょっと説明させていただきました本山の合同庁舎の耐震改修等と、それとこれまでの耐震改修の関係、東土木の別館とか高知土木事務所の別館とかいったところを今現在進めておりますので、ほぼ耐震改修の部分については終わると思います。

◎樋口委員 その各土木事務所の車、四駆がえらい少ないわけなんですね。田舎では道路の不整地とか山で苦労しゆうこともありまして、南海地震、津波などを含めて、もう少し四駆をふやさないかんがじゃないですか。せめて2割くらいには。

◎今西建設管理課長 現在、四駆のほうは県下全体で延べますと大体2割ぐらいになっております。ただ、事務所によっては、やはり2割を切ったところもございます。特に、悪路が多い河川砂防班とかからは四駆の要望はあります。今回、これからもですけども、各土木事務所のほうから特に悪路のあるとか四駆が必要なところと、あるいは先ほど委員が言われました南海地震を想定したような中で、各土木事務所から今二駆になっちゃうのを四駆といった要請があった場合は、特に財政のほうと建設管理課として交渉していきたいと思っております。

◎樋口委員 要望が出てるんじゃないですか。それが1つ。

2つ目は、四駆で一体いくら高くなるんです。ほとんど軽四の箱バンですわね。びっくりするほど高なくて、多分10万円くらいと思うんですが、それだったらもっと四駆をふやさな、何かのとき四駆がないと困ると。災害の現場も四駆は進めると。だから、四駆をもっとふやすことが1つと、それから県庁全体だけど、余りにも車の規格が古過ぎる。後ろのガラス窓なんか、いわゆる殺しガラスで戸をあけることもできないというような、一番安いのを入札の条件にしている。もう少し普通の車を条件に出してあげないといかんと思います。

それで3つ目、同じ事務所でも、ATとマニュアルと2つあります。これは事故のもとになりますよ。ATとマニュアル交互に乗っていくといたら。その3点どう思ってますか。

◎今西建設管理課長 四駆のほうは大体、委員が言われましたように差額は15万円前後だと思います。それで、先ほどの各土木事務所の要望がありますけども、また来年度以降、これからも切りかえといったことがありますので、四駆のことは各土木事務所長会等で事前に話をして、必要に応じて二駆から四駆への切りかえにも対応していきたいと思いません。

また、ATとマニュアルでございます。大体、今全体的には数字を見てみますと、二駆は大体オートマになっております。また、四駆は、ATあるいはマニュアル、それぞれ大体同じぐらいになっております。また、このATあるいはマニュアルにつきましても、各土木事務所の要望にはあるわけですが、予算が始まった段階で必要に応じて各土木事務所の要望を聞きながら対応していきたいと思っております。

◎中内委員長 それでは、建設検査課を終わります。どうもありがとうございました。

〈用地対策課〉

◎中内委員長 次に、用地対策課の説明を求めます。

◎中岡用地対策課長 それでは、初めに、26年度当初予算について御説明いたします。

資料No.②当初予算の議案説明書の473ページをお開きください。

まず、8款使用料手数料でございます。節区分のところに記載があるところを上から順次簡単に説明させていただきます。

10土木使用料の(4)土石等採取料につきましては、平成26年度における海砂利及び河川砂利の採取数量の見込みをもとに計上したものでございます。主に土木事務所に配置しております土木巡視員の人件費に充当してございます。

その下、(10)砂利採取認可等手数料につきましては、砂利採取計画の認可及び業務主任者試験に係る手数料収入でございます。

その下、(1)証明事務手数料につきましては、不動産鑑定業者の登録証明などに係る手数料を見込んだものでございます。

次に、9款国庫支出金に移りまして、その下の(1)用地対策費負担金につきましては、市町村等が実施します地籍調査事業に係る国庫負担金の歳入でございます。

続きまして、474ページをお開きください。

14款の諸収入でございます。

1の貸付金元金収入のうちの(1)の公共用地先行取得資金貸付金でございますが、これは公共用地の先行取得資金として、年度当初に高知県土地開発公社に貸し付けた資金を年度末に県に返還してもらうためのものでございます。

次の16土木部収入、(4)の用地対策課収入につきましては、土木巡視管理員の労働保険料や他団体からの旅費の受け入れ収入などを見込んだものです。

その下の(5)収用委員会収入につきましては、土地の収用に関して行う土地鑑定費用

などについて事業者からの徴収を見込んだものでございます。

続きまして、歳出に移りたいと思います。

475ページをお開きください。

右側の説明欄に沿って主なものを順次説明させていただきます。

まず、2の公共用地先行取得対策費につきましては、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、秦南団地を初めこれまでに土地開発公社が公共用地の保有に必要な資金に要した経費について公社に貸し付けるものでございます。

なお、高知県土地開発公社につきましては、来年度も国からの南国安芸道路の買収、県から安芸インター線の用地買収などを受託する予定となっております。

次の3用地指導費でございます。用地指導費は、未登記処理測量等委託料というのを記載してございますが、過去に取得してそのまま未登記になっているような土地につきまして再測量業務の委託料などを計上しますほか、用地担当職員の資質向上のための研修経費などを計上してございます。

次の476ページをお開きください。

4の砂利対策費でございます。砂利採取法に基づきます海砂利、河川砂利、民地砂利の採取に関する許認可、指導等に関する経費を計上しています。

測量調査等委託料につきましては、現在海砂利については7つの土場で採取を認めておりますけれども、そのうち主要な3土場におきまして砂利の枯渇とか品質の劣化という声がありまして、業界のほうから土場の拡張の要望がございます。このため、来年度これらの土場の砂利の賦存量、いわゆる採取の可能量、そういうものと品質の調査などを行いたいと考えております。あわせて海砂利については、技術基準というのがございます、岩石海岸沖とか25メートルより深いととるということで、それをもって土場を開設しておりますが、その技術基準の検証という調査もあわせて行いたいと考えております。

次、その下の5河川海岸等自然保護対策費でございますが、これは河川、海岸などの巡視や砂利採取の監視を行うための各土木事務所に配置しております21名の土木巡視管理員の報酬や共済費などが主なものでございます。

その下、6国土利用計画等管理運営費につきましては、土地の総合的、計画的な利用を図ることを目的に設置しております国土利用計画審議会の開催等に関する経費を計上してございます。

次の7土地利用調整費につきましては、主に土地利用の届け出の審査等に要する経費でございます、477ページにあります土地利用規制等対策費交付金につきましては、土地取引届け出の窓口が市町村になっていまして、その市町村に対して事務費相当分を交付しているものでございます。

次の8地価調査費につきましては、毎年7月1日時点での標準的な土地の価格を判定

し、その結果を公表しているもので、来年度もこれまでと同じく、県内240地点の地価の鑑定業務を委託することにしていきます。

9の国土調査費につきましては、地籍調査に係る経費でございます。現在、県の進捗率につきましては、24年度末で50%で、ほぼ国と同じ進捗率になってございます。

地籍調査事業進捗状況調査委託料は、平成24年度の決算特別委員会の中でも、津波浸水地域の進捗を進めるように市町村と連携してという指摘がございました。この事業につきましては、津波浸水地域を抱えます19の市町村の地籍調査の進捗率を調査しまして、それを数字的にも出す。あわせて地図にもプロットしまして、それは市町村においては地籍調査の推進にも使えますし、県としましては国に予算要望するときに実情を訴えるための資料にも使いたいと考えています。

地籍調査事業費補助金につきましては、市町村が地籍調査を実施するための測量等に要する経費を補助するものでございます。

次の1収用委員会運営費につきましては、収用委員7名の報酬など収用委員会の運営に要する経費でございます。

以上、用地対策課の一般会計の26年度当初予算額の総額は478ページに記載してございますが、79億3,500万円余りでございまして、25年度当初予算と比べまして8,040万円余りの増となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

479ページをお開きください。

高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証でございます。先ほど御説明いたしました県土地開発公社の公共用地先行取得資金の貸し付けにつきましては、年度当初に県が必要な資金を無利子で貸し付けまして、年度末に県に返済してもらっております。この年度末、3月末から4月1日までの間、公社のほうがこの金額について金融機関から借り入れるための資金について県が債務保証を行うものでございます。

次に、同じ資料753ページをお開きください。

土地取得事業特別会計でございます。

上段の土地取得事業特別会計における高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証です。これは、公社が国からの委託を受け、平成26年度に用地の先行取得事業を行うために金融機関から借り入れる資金に関するものでございます。

なお、国の用地国債制度を活用した事業でございますので、借り入れた後は国のほうが返済ということになっています。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

資料No.の④でございます。237ページからが用地対策課分となっておりますが、歳入につきましては、歳出の補正と連動しておりますので、238ページをお開きください。

右側の説明欄で説明をいたします。

1の公共用地先行取得対策費の減額につきましては、本年度内に新たな用地取得に関する資金需要が発生しなかったことから、その分を減額補正するものです。

2の用地指導費につきましては、県土地開発公社の常勤職員5名の共済組合負担金については、地方公務員等共済組合法に基づき県が負担することになっておりまして、例年この2月補正で計上させていただいております。

それから、3の国土調査費につきましては、地籍調査事業費補助金の減額、主に国の交付決定額に基づき減額補正でございます。

その下の1収用委員会運営費につきましては、今年度の収用委員会等の開催回数が当初の見込みを下回ったこと等による減額補正でございます。

次に、条例その他議案について御説明いたします。

資料No.6の112ページをお開きください。

用地対策課が所管しますのは上の3番と4番でございます。手数料の名称で申しますと、特定住宅用地認定申請手数料と譲渡予定価格審査手数料が対象となっております。今回、手数料徴収条例に租税特別措置法施行令から引用しております関係規定について、租税特別措置法等の改正による条項ずれが生じたので、改正するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎土居委員 地籍調査のことで教えてください。

確かに海岸沿い、高知市らも進んでいって、結構順番があるようで、道路よりこっちを最初にやるとか、そういう説明を受けたんですが、その平場の奥の背後地にある山ですよ、いわゆる里山的なところも全部今後やっていくようになりますか。

◎中岡用地対策課長 高知市であれば高知市がどこから順番にやっていくか、計画に基づいてやることになっております。県内で言いますと山間部は山中心になりますけど、大体は山のほうから順次やってきてるということで、市街地のほうがやっぱり土地の価格も高いですし人口が密集してますので、だんだん後のほうにこけているという状況にはございます。いずれにしても、高知市のほうが計画的にここやりますということであれば、それはできるということになります。

◎土居委員 海岸沿いにある背後地の山は、とかく避難路対策で道をつけたりしてるんですが、今ついてるところ、高知市がやってくれちゃうところは構わんですが、避難路がついてない背後地の山よね、そういうところも地籍調査が入ってきちっと調べがいかと、もう地元はその持ち主の人がおらん場合がほとんどなんです。そらもう高知市のやり方と。

◎中岡用地対策課長　そうです、はい。市町村が事業主体になってございますので、市が
どういう計画でやるかということですね。

◎池脇委員　関連ですけれども、確かにそれぞれ市町村が責任を持つわけですが、
ここでもしっかりこの調査をやっていく必要性を感じてるんですよ。決して進んでるわ
けじゃないんで。宮城県なんかでは、後の復旧でも、この調査がしっかりできてなかつ
た、それからお亡くなりになって、相続人が多岐にわたってるということで非常に復旧
の障害になってることも言われておるんですよ。まだ高知県の場合は減災・防災で先手
打てるわけですから、早くこのところをきちっとして、海岸線の対応を進捗早めなくち
ゃならないと思うんですね。そのためにも、関係市町村19ですね、早急にこれやってい
ただくように。この調査した結果を県はただ国に持って行って要望のときに使うというおっ
しゃったんですよ、先ほどね。

◎中岡用地対策課長　県のほうはそういう使い方もできますし、市町村はそのデータをも
とに市町村の中の政策の決定であるとか住民の説明会であるとか、そういうものにも活用
できるということで、両方使えるということを考えてます。

◎池脇委員　実際、市町村でそれが進まない理由というのは、県は掌握しちゅうわけでし
ょう、人がいないとかお金がないとか。それに対して具体的に県が何かの支援をしてあげ
ないと、かけ声だけでは進まないんですよ。そのあたりの具体的なことはどのようにお
考えになってるんですか。

◎中岡用地対策課長　24年の決算特別委員会でも池脇委員と同様の御指摘がございま
した。予算につきましては国の予算の確保が一番ありますけれども、国が2分の1、県が4
分の1、市町村が4分の1ですが、それぞれ交付税の措置がありますので、経費的には問
題ないと思います。地籍調査が進まない一番の原因は、やっぱり体制の問題でございま
す。人がどれだけ張れるかということでして、市町村も県と同じようにスリム化を図っ
てございますので、いろんな主要な事業がある中で、地籍調査のほうになかなか人を張れな
いという状況があります。そういう中で、例えば東のほうですと森林組合が事業主体にな
っているところもございまして、高知市なんかは一部、土地家屋調査士会なんかに委託も
してございます。あと、土地改良区連合にも委託という形で、外部に委託してやるという
方向も考えておりますが、抜本的にその体制、人的なところに県としても、国もそうなん
ですけれども、なかなか手だてが打てないというところが一番難しいところやと認識して
ます。

◎池脇委員　手が打てないから困っちゃうということでは、いざというときに何の役にも
立たなかったということになるじゃないですか。それで、事後に困ったねということにな
ってしまうんで、しかし問題はわかってあげますよね。人さえおつたらできるわけで
しょう。その人を雇うお金があれば人は確保できるんじゃないですか。

◎中岡用地対策課長 市町村が職員をふやすということになるとそれは市町村の考え方でなかなか難しいと思うんですが、外部の委託、受け皿が例えば測量業者であったりとかいろいろなところの体制ができれば、今よりももっと進むかと思いますが、市町村の職員の体制については市町村ごとの事情もありますので、そこへ国なり県なりが支援ができにくいところがもどかしいところでございます。

◎池脇委員 けど、県は各町村に支援費を出してますよね、地域支援費出してるじゃないですか。だから、こういうところで19市町村の中で本当に職員が足らなくてできないと、委託先はあるというのであれば、土木からも支援員出してもいいじゃないですか。そういう具体的なことをやらないと、市町村任せでは一切進まないということになるので、もう一步踏み込む必要があると思うんですけど、部長どうですか。

◎奥谷土木部長 確かに、地籍の調査で一番のネックというのは、やはり委員おっしゃるとおり人が足らんと、こういうことが返ってきますんで、これについては土木部全体の予算、人につままして、それぞれ窮屈な中でやっとりまして、現実問題なかなか出せませんけれども、何か人、マンパワーを増強するような手だてについては、市とかいろいろ協議をしながら何か少し考えていきたいと思えます。

◎中内委員長 ほかにないですかね。

(な し)

◎中内委員長 なければ終わります。

〈河川課〉

◎中内委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎濱田河川課長 それでは、河川課の平成26年度当初予算、平成25年度補正予算及び条例その他議案2件につままして御説明いたします。

最初に、平成26年度当初予算から御説明いたします。

資料②議案説明書当初予算の480ページをお開きください。

歳入予算から御説明いたします。

まず、7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、ダムの共同設置者の負担金です。

8款使用料及び手数料、10目土木使用料は、河川の使用料や発電等の水利使用料でございます。

9款国庫支出金、11目土木費補助金は、河川、ダム関係の各事業に対する国の補助金や交付金です。

481ページに移りまして、土木費委託金は、水資源対策調査や水害統計調査のための国からの委託金です。

12款繰入金の3目地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入は、改良系の県単工事などで一般財源見合いの額に充てる基金の繰入金です。

14款諸収入の1目受託事業収入は、河川改修事業の実施に伴い、市町村事業とあわせて執行する場合、その経費を受け入れるものです。

482ページの3目過年度収入は、後進地域特例法の適用団体等への補助率差額等に係る収入です。

◎中内委員長 説明の途中ですが、ただいまから東日本大震災の犠牲となられました方々の御冥福を祈るため、1分間の黙禱をささげます。御起立をお願いします。

黙禱。

(黙 禱)

◎中内委員長 黙禱を終わります。

御着席ください。どうもありがとうございました。

それでは、続行いたします。

◎濱田河川課長 それでは、16目から説明をいたします。

16目土木部収入は、桐見ダムの売電収入、鹿児島第2排水機場の共同設置者である高知市の維持管理費用の負担額及び非常勤職員、臨時職員の労働保険料などです。前年度までは、財政課のほうで計上していた収入なのですが、各課分は各課で計上するよう全庁的に見直したため、売電収入分2,400万円の増となっております。

第15款県債の10目土木債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

続きまして、歳出予算について説明します。

資料483ページをごらんください。

河川課全体の歳出予算は88億4,966万3,000円で、前年度に比べますと18億6,847万8,000円、26.7%の増額となっております。この増額は、後ほど御説明いたしますが、和食ダム建設事業の増額が主な要因です。

ページ一番下の1目河川管理費ですが、右端の説明欄をごらんください。2和食ダム建設事業費は、芸西村馬ノ上地区和食川に洪水調節と流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的に、重力式コンクリートダムを建設するもので、ダム本体建設工事や取水放流設備工事等の経費として20億290万円を計上しており、前年度事業費3億2,990万円より16億7,300万円の増額となっております。

484ページの3生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の貝ノ川水系、家ノ谷川春遠地先において和食ダムと同様に洪水調節や水道用水の確保等を目的とした重力式コンクリートダム、生活貯水池ダムを建設するもので、調査設計の委託業務の経費を計上しています。

4ダム改良費は、永瀬ダムの放流設備や附属設備の更新及び鏡ダムの設備更新の詳細設計に係る費用です。

5堰堤機能確保事業費は、積極的な予防保全に取り組み、ダム施設を最大限に有効活用するため、県が管理します6つのダムの長寿命化計画を策定するものです。

5 河川管理費は、一級河川の指定区間と二級河川の管理に要する経費であり、その主なものについて説明します。

まず、河川環境整備等委託料は、流域住民との協働により、河川環境を保全する川支え合い事業を行う経費やじんかい処理などを委託するための経費です。

水門、樋門等管理委託料は、水門、排水機場等の管理を主に市町村へ委託するための経費です。

全国治水期成同盟会連合会等負担金は、全国治水期成同盟会連合会等への負担金です。

事務費は主に水門、排水機場等の簡易な修繕に要する経費や光熱水費でございます。

7 河川台帳等整備費は、作成年次が古い河川台帳について、現地調査を加え、現状に即した修正を行うとともに、電子データ化を図る経費です。

8 河川管理推進事業費は、ボランティア活動を行っている団体の名称等を明示した啓発用の看板の設置や河川愛護団体に対して傷害保険に加入するなどの支援を行う経費です。

485ページに移りまして、9 水資源対策費は、高知県の水需給バランスに関する基礎調査を委託する経費、早明浦ダム及び高知分水の管理に要する工業用水の負担金及び中筋川ダムの管理に要する工業用水の負担金などの経費でございます。この中筋川ダム管理費負担金につきましては、平成26年度から中筋川ダムの管理費負担金等に係る事務が公営企業局から知事部局に移管されることに伴い、負担金の支払い事務を河川課が行うこととなっております。

10 エネルギー対策費は、水力発電施設の設置により生じた自然環境や生活環境への影響を緩和するため、発電施設等を有する市町村が行う公共施設の整備等に対して交付金を交付する経費です。

11 永瀬ダム管理費、486ページの12鏡ダム管理費、13桐見ダム管理費、14坂本ダム管理費及び487ページの鎌井谷ダムと以布利川ダムに係る生活貯水池ダム管理費は、県が管理する6つのダムの洪水調節や上水道や工業用水道の供給など、適正なダム管理のために要する経費でございます。

485ページの永瀬ダム管理費では、ダム施設点検等の業務を民間に委託する経費として1,220万8,000円を計上しております。

続いて、16ダム調整費は、安田川分水、鏡川の濁水や物部川と奈半利川の濁水問題等に係る事業調整に要する経費でございます。

次に、488ページの2目河川整備費ですが、1 河川改修費は、従来の補助事業、現在の交付金事業に採択されない河川の改修を県単独費で行う経費です。

2 河川調査費は、従来の河川整備に加え、南海トラフ地震対策に係る河川整備に対する河川整備基本方針及び整備計画の策定等のために必要な調査を行う経費です。

3 水防活動費は、平成26年度の水防計画を策定する経費、またその啓発普及に努める経

費及び雨量や水位テレメーター局などの水防情報施設や、その情報を自動収集し防災関係機関に提供する水防情報システムの維持管理などを行う経費です。

489ページに移りまして、3目河川改良費、1社会資本整備総合交付金事業費は、高潮の被害を生じる地域における対策や耐震対策を実施するもので、鏡川ほか12河川の堤防及び江ノ口川ほか7河川の水門、排水機場の地震対策を行う経費です。

2防災・安全交付金事業費は、波介川や宇治川ほか10河川で護岸工等の改良工事を行う経費、舟入川や香宗川ほか9河川で水門など河川管理施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図っていくための経費等を計上しております。

3国直轄河川事業費負担金は、国直轄の河川改修事業に係る県の負担金でございます。

続いて、491ページの債務負担行為について御説明いたします。

防災・安全交付金事業費は、宇治川広域河川改修工事の天神ヶ谷川工区と国道33号の高知西バイパス工事との協定工事において、国土交通省と複数年の協定を結ぶため債務負担行為をお願いするものです。

河川課の平成26年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明させていただきます。

資料④議案説明書補正予算の240ページをお願いします。

歳入予算でございますが、性質、内容は先ほど説明した当初予算と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

補正額につきましては、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、負担金、国庫補助金、受託事業収入、県債の増減により合計5億6,236万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出予算について説明いたします。

242ページをお開きください。

右側の説明欄で御説明させていただきます。

12款土木費、1目河川管理費の1和食ダム建設事業費及び2生活貯水池ダム建設事業費は、和食ダムの入札残により春遠ダムの事業進捗を図るための補正で、3ダム改良費及び4堰堤機能確保事業費は国の経済対策に伴う増額補正でございます。

また、5河川管理費は、水門修繕や点検等委託料の入札残などにより減額をするものです。

243ページに移りまして、6鏡ダム管理費の補償補てん賠償金は、鏡ダム建設時における旧鏡村の簡易水道施設に対し補償するもので、今回最終となる補償金です。これにつきましては、平成24年2月に補正予算の承認をいただいておりますが、執行条件でありました高知市は以後一切の要求は行わないものとした平成26年度以降の補償金の取り扱いについて調整ができず、未実施となっております。このたび、県と高知市におい

て、この補償金については25年度限りとし、今後一切の要求を行わないこととする合意のめどができましたので、改めて計上させていただくものです。

7 ダム調整費の国庫支出金等精算返納金は、談合に係る賠償金の受け入れに伴い補助金を返還するための経費です。

2 目河川整備費、1 河川堤防等耐震対策費は、南海地震対策に備え被害の軽減や速やかな応急、復旧に効果の高い堤防や水門という河川管理施設の耐震対策を行うもので、当初県費で予算計上しておりましたが、交付金事業で執行ができるようになりました箇所につきまして減額しております。

2 河川改修費は、受託事業の減に伴う減額です。

244ページの3 目河川改良費の1 防災・安全交付金事業費は、国の経済対策に伴う補正予算などによる増額です。

2 国直轄河川事業負担金は、内示差による減額でございます。

これらによりまして、歳出予算の補正額は、5億4,112万6,000円の増額となり、合計で79億1,962万1,000円となります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

246ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも御承認いただいておりますが、その後の変化により追加変更をお願いするものでございます。

まず、追加分でございますが、1 目河川管理費では生活貯水池ダム建設事業費において春遠ダム本体の全体計画調整に日時を要したため6,450万円、堰堤機能確保事業費では永瀬ダムほか5件で国の経済対策による追加補正予算対応のため6,195万円を、2 目河川整備費の河川改修費においては、夜須川ほか22件で計画調整等に日時を要したため4億4,807万2,000円、それぞれ年度内完成が見込めなくなったため繰り越しをお願いするものでございます。

また、247ページの変更分は、1 目河川管理費のダム改良費において永瀬ダムほか4件で用地交渉等に日時を要したため、1億4,291万9,000円の繰り越しをお願いしたものを3億2,691万1,000円に変更を、3 目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費では、国分川ほか11件で計画調整に日時を要したため、11億2,702万1,000円の繰り越しをお願いしていたものを13億115万3,000円に変更を、防災・安全交付金事業費では波介川ほか39件で工法協議に日時を要したため、7億1,211万1,000円の繰り越しをお願いしていたものを19億7,260万9,000円に変更をお願いするものです。

繰越明許費の追加、変更のいずれにおきましても、労働者や資材などの不足による不調、不落の防止に向けて適正な工期で発注し、事業の完成を図ってまいります。

以上、繰越明許にかかわる事業のほか、付託案件ではございませんが、平成24年度から

25年度への明許繰り越しについて2件の事故繰越に関して御報告を申し上げます。

1件目は、道路事業、県道の土佐一宮停車場一宮線と合併で河川工事をしておりました志奈祢川の社会資本整備総合交付金事業に関しまして、本年度末に工事の完成を予定していましたが、工事受注者が昨年12月に倒産したことに伴い、事故繰越の手続きをとっております。工事につきましては、再度発注に向けて準備をしており、9月末には完成する予定としております。

また、2件目は、和食ダム建設事業に関しまして、本体工事に必要な仮設ヤードの整備で、切り取りのり面の地質が当初想定より悪かったことに伴い、工程におくれが生じたため事故繰越の手続きをとっております。工事につきましては、地質調査を終え、対策に向けた準備をしており、6月末には完了する予定となっております。

2件の繰り越しにつきましては、繰り越し後の直近の議会で正式に御報告を申し上げることとしております。

続きまして、条例その他議案に2件について説明いたします。

議案説明書の条例その他⑥の14ページをお開きください。

まず、77号議案高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案について説明いたします。

これは、河川法の改正により、従属発電にかかわる流水の占用の登録制度が新たに創設されたことに伴いまして、当該登録に係る流水占用料の徴収の規定を整備するものです。

別途お配りしております土木部配付資料の参考資料、これの河川課インデックスがついたページをお開き願います。

従属発電に係る流水の占用の登録制度につきましては、参考資料の右側の図にありますように、既に水利の許可を受けている農業用水などの取水量の範囲内で行う水力発電や河川法施行令に定めるダムまた堰からの放流水を利用した発電を行う場合に、これらを従属発電として従来必要であった河川法に基づく許可にかえて登録することで足りるとするものです。今回の条例の一部改正は、流水占用料の徴収につきまして、現行条例では徴収の対象者は河川法の規定による許可を受けた者となっていることを、改正後はこれに河川法の登録を受けた者を追加すること及び占用料等の内訳が複数である場合の端数処理などについて文言を整えるものでございます。

続きまして、第91号議案権利の放棄に関する議案について御説明いたします。

別途お配りしております参考資料の河川課インデックスがついた2ページをお願いいたします。

これは、平成18年6月5日に契約いたしました春遠ダム事業費改定及び全体計画作成委託業務におきまして、相手方の経営状況悪化、事業の廃止に伴う契約不履行により契約解除をした際に生じた70万3,500円の契約違約金債権が回収不能となっておりますので、当

該債権を放棄することについてお願いするものです。

経営状況の悪化から私的整理が行われていく間、督促状を発付し、再三再四催告状、照会文書を送付しておりますが、事業所及び代表者には連絡のとれない状況が続いております。平成19年12月に私的整理を担当した代理人弁護士からは、事業継続が困難であるので廃業する旨の通知がなされており、国の事務所及び本県を含め4つの県の違約金を初めその他約7億7,000万円を超える多額の債務を抱えている状態となっております。

本県の顧問弁護士からも、強制執行に要する経費は明らかに債券額を超えるとの助言を受け、私的整理も行われている状況ではこれ以上徴収業務を続けていくことは極めて困難であることから、平成23年5月2日付で地方自治法施行令第171条の5第1号による徴収停止処分を行っております。

なお、債務者は法的整理は行っておりません。

本議会でお諮りするに当たり、再度調査を実施しましたが、事業所は既になく、その他の状況に変化はありませんでした。よって、今後も回収が見込めないことから、債権放棄をお願いすることに至ったものでございます。

以上で河川課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎中面委員 河川改修費についてですが、多分これ河川課のつくった資料でしょうけど、高知県の治水の現状で、全国でも最下位クラスの整備率、全国トップの被害額っていうやつなんですけど、堆積土砂の撤去等による治水機能の維持については要望額が12億9,000万円、予算額が5億8,000万円、45%とこの資料に書いてるんですが、小さな川でもよく要望されるんですね。最近、私のもとには余り来なくなったもんで、もう皆さん諦めたのかなと。予算額見ると、平成22年が15億6,000万円くらいで、ここ24年、25年、26年と12億円台ということで、私の地元で見れば、国の管理の中筋川、国の補助事業入れてばばっとできなかったような事業をやって、3億円くらいかけて河床掘削して劇的に洪水がなくなりましたよ、あそこは、どんな雨が降っても。多分今ゲリラ豪雨でいつどこに大雨が降るかわからんような状況で、我々から見て小さな川でもそのそばに住んでる人たちは非常に不安に思うだろうと推測するんですが、この河川改修費については、もうこの程度しか出せないという方向でいくのか、それともこれから公共事業費が上がっていけばこれもふやすという、多分ふやしたいだろうと思うんでしょうけど、どういう考え方でいくんですかね。

◎濱田河川課長 確かに、小規模河川のしゅんせつとか堆積土砂ですとか、そういう要望が各事務所を通じてありますし、直接電話でお伺いすることもあります。それらに全部応えていくことはなかなか難しいんですけど、事業の性質上、しゅんせつとかいうものは

改良系というみなしがされないものですから、補助事業の適用になりませんので、なかなか現状のパワーと制度の中では抜本的に進めていくということは困難ですけれど、河川の状況を現地の土木事務所等が要望のあった方とも会ったりして、治水安全度を確保するというのを第一として、限られた予算ですけれど各事務所で箇所を選んで、皆さんの安全を少しでも確保していこうと努めている状態であります。今後、財政、予算の状況がさっき申しましたように公共ではない単独系の事業で伸びることが一番抜本的な対策になるんですが、県のパワーも今後地震対策とか、そういったほうにもシフトをしていかななくてはならない状況なので、なかなか抜本的に飛躍するというのは難しいかと思ってます。

◎土居委員 それぞれダムの施設点検等委託料とかテレメーター、警報局保守点検等委託料とかありますが、これはそれぞれのダムでそれぞれ委託先が違う、別々ですか。

◎濱田河川課長 統一のシステムについてはメインサーバーとかというのは共通なんですけれど、それぞれ個々の部品についての修繕、更新については、それぞれのダムについて計上して対応しているということです。

◎土居委員 そのダムの点検等の中にあるそれは、ダムというハードに特化しちゅうがですかね。

◎濱田河川課長 情報基盤自体もハードといえはハードなんですけども、対応とすればソフトの部分もその対象となっておりますので。

◎土居委員 それから、ダムの上流側のダム湖で、さっきしゅんせつというのがありましたが、例えばこの永瀬の場合にはね、しゅんせつの必要が出た場合、それなんかの費用いうたらどこになります。

◎濱田河川課長 ダム管理費の中になります。

◎土居委員 それぞれのダム管理費の中にあるということですか。

◎濱田河川課長 河川改修費の中に含まれていて、それで大規模に物部川の奥のように大規模にとったりとかいうのと二通りございます。

◎土居委員 484ページの6番の河川管理費のこれですか。

◎濱田河川課長 488ページ。県単の分じゃなくて1番の河川改修費12億円というのがございますが、ダムのしゅんせつなんかの項目がこの中に含まれております。

◎土居委員 12億円余りの予算を計上しちゅうということは、これ予算やき、今年度で言うところのどれくらいの決算状況になっちゃうがです。

◎濱田河川課長 25年度の決算状況。

◎土居委員 後でも構いません、遅いようやったら。

◎池脇委員 社会資本整備の関連ですが、高潮対策ですね、これで国分川、鏡川、舟入川ほか10河川において堤防の耐震化と排水機場の耐震化を進めるということですけども、現在のこの進捗状況はどういう状況にありますか。

◎濱田河川課長 まず、堤防の耐震化につきましては、実際の工事で言いますと、現在浦戸湾内の全部で19河川で延べ86キロあるんですが、そのうち点検を3次点検まで行いまして10河川で29キロが全体で対策として必要という判断をしております。鏡川と国分川、江ノ口川で囲まれてます部分を重点1工区と呼んでおりますが、そこについては延長が3.6キロメートルほどございまして、そのうち3.1キロメートル、約86%が25年度の予算でもって完了するという事になっております。それを全体の要対策河川29キロメートルで直しますと約11%に相当します。今後、市街地部で事業するのは大変ではございますけれども、精力的に促進させていこうと思っております。

◎池脇委員 やっぱり早期完成というのが課題だと思いますし、もう一方ではその予算をしっかりと確保するという事も問題だと思うんですけども、そのあたりのめどはつけられていますか。大丈夫ですか。

◎濱田河川課長 今回、残事業非常に多うございますので、平成27年度までで言いますと、全国防災という重点枠がございますので、また昨年度以来、補正予算がありますので、非常に厳しいマンパワーの中ではありますけど、鋭意可能な限り事業に取り込んでいこうと、当初予算以外にもそういうことに努めているところでございます。

◎樋口委員 和食ダムです、いよいよ本体工事になったんですが、当初のスタートはたしか平成17年か19年完成ということだったわけなんです、スタートは。実際のところはやっとなら本体工事なんですが、何年くらいに完成の予定か、それであそこは水がないんですが、貯水はどれくらいかかるんですか。

◎濱田河川課長 28年度末の完成を目指しております。

◎樋口委員 流入する水がもうほとんどない川で、枯れ谷みたいな川にダムをつくったものだから、水がたまるの、結局農業用水とか水道用水に利用できる程度の水。

◎濱田河川課長 現在、その工事の工程をいろいろ考えてる中で、完成のころに湛水試験を行う必要がございますが、その湛水試験が通常渇水期になりますので、なるべく出水期を利用した湛水試験が可能であれば、そういうようなことも国と協議しながら可能にして、初期湛水が早くできるように工夫していきたいと思っております。

◎樋口委員 ということは、28年度に水準どおり水がたまる予定ということと解釈していいですね。

◎濱田河川課長 はい、そうできるように事業工程管理をしていきたいという計画を持っています。

◎樋口委員 それから、ずっとその下の海の放水口、和食の水門というのがあるんですね。これは、やっぱり大洪水時のダムの放流と水門が連携しないとなかなか順調にはけないと。幾らダムではいても水門が詰まってる状態も時々あるんですが、この水門対策はどのように考えられていますか。

◎濱田河川課長 出水時における河口の水門の機能保持といいますか、確保については現状もそうなんですけれど、閉塞の兆候があらわれた段階で一定水門を閉めて、水位をちょっと上げた上で砂州なんかをフラッシュさせるということを年に何回か行っております。今建設しております和食ダムにつきましては、ゲート操作が伴わないダムですので、自然越流内までの洪水調節を行うというスタイルの形のダムですので、従前と同じように河口の水はけの管理につきましては、土木事務所が行っておりますフラッシュ管理で対応していくことになります。

◎樋口委員 ということは、フラッシュ管理で一気に詰まった砂利がはけていくから、それで構わんという解釈でいいですね。

◎濱田河川課長 それが現状では最善な、現時点でとり得る最良な方法だと思ってます。

◎樋口委員 あの地域は以前から、これももう15年くらい前から、この水門が古くなって何ともならないから、もっと水はけのええ水門をつくってくれという声がずっと上がります、地元の村も含めて。そこらあたりは、やはりこのフラッシュでできるからという説明を続けていくんでしょうか。

◎濱田河川課長 当然、フラッシュでできないようなレベルにまで急激な波浪とかで堆積した場合には、重機等を用いた形でフラッシュが可能なような手当てを加えることも必要です。現在、和食ダムについては、耐震化対策の委託を行って、耐震化対策と自動降下等について実施設計を行ってる状態です。

◎樋口委員 その波浪のときですね、ブルで穴をあけるといっても、どんどん海から波がかぶってくるから、それは危険ですよ。だから、10年か15年以前から地元の村も多分言ってきたと記憶にあるんですが。向こうから台風で大波が来る、こちらから台風でごうごう水が落ちるといって、海岸沿いにブルドーザーを走らせてフラッシュするというのはすごく危険じゃないでしょうか。

◎濱田河川課長 当然、台風が直近まで来たときはそういう危険があるんですが、砂州といいますか閉塞の起こるような漂砂の動きというのが台風が接近する前の状況で既にそういったレベルに達することがありますので、そのような事態に至る前にそうした対応も可能ということなんです。

◎樋口委員 過去それで非常に危険なことがあったから僕は言ってるんです。

それから、最後に、先日一般質問で早明浦ダムの質問したわけなんですけど、僕もその前にビッグプロジェクト、早明浦ダムの水をと言ったら、ちょっと小さなレジャー的な話も出たんですが、言いたかったのは、せっかく高知県にある早明浦ダムの水ですよ。高知県にあるダムでありながら、95%がよその県の権利になっていると。たった5%しか高知県は自由にできないという現状の中で、もっとその水を高知に有利に使えないかというような質問やったんです。高知県に集まる水の5%しか使えないというような状態がずっと続い

てきてるわけです。それは、当時高知県の発言力が弱かったかも知れません。もう40年もたったら、高知の県益に結びつくような使い方はできないものでしょうか。

◎奥谷土木部長 早明浦ダムの水問題というのは、これは委員も御承知のとおり相当前からすごい議論を闘わせてまして、4県それぞれがばらばらだった時代もございます。これは、やっぱり水資源に関しましては、相当複雑な利害関係が生じておりまして、現に、今早明浦ダムの再編事業ということで国のほうで進めていただいておりますけども、これ自体もなかなか、今少し進みがちょっと見えない状態もございます。高知県にとってみれば、やはり一番問題になってるのが、直下の濁水の問題、それから治水の問題、こういうところを何とかしないと、やはり県のメリットにならないということで、これについては十分国にも訴えておりまして、四国の水を考える、水でつながる「四国はひとつ」と、この水資源につきましても高知県だけのものではございませんで、もう四国全体の話として議論していると。学識者も入っていただきまして、結論といいますか考え方は一応示されておりますけども、なお今後県の立場としましても、あるいは四国全体の立場としてこういった形がいいのかという点で、これにつきましても整備局とも今話をしながら、我々も少し強い関心を持って取り組んでいきたいと思っております。

◎中根委員 ダムについてですが、永瀬ダムとか鏡ダムとか耐震の関係でよかったと思っていたら、やっぱり古いからって予算がついてるわけですけど、前回のダムの耐震調査のときも、国の指針を待ったこともあって、随分時間がかかりましたよね。今回ついでる予算との関係で、予算が通過すればどのくらいの時点で改良工事とか改修ができるのか、どんな進捗状況になりますか。

◎濱田河川課長 今回計上していますこの永瀬ダムと鏡川ダムの調査につきましては、昨年度行いました調査でダム本体は安全という結論をいただきまして、今年度行うのは附属施設のうち、主にゲートについて詳しい調査を行うこととしております。ゲート自体は、大規模洪水のときには上げますので、しかも洪水のかなり高い水位で落として、それで下流に水害が及ばないようにという大きさ、高さに設置してあるものですが、地震のときに心配されるのは、水が流れて下流がどうのこうのということではなくて、地震によってその後の操作がスムーズにできるかどうか。地震そのもので直接被害はないんですけど、その後に大きな台風が来たときにダムがきちっと機能し続けることができるか確認するための調査もございまして、今回の調査につきましても土木研究所ですとか国総研とかのそういう日本の先端の技術を使った計算方法の指導を受けながら進めますので、年度いっばいはかかるものと思っております。その結果、壊れなくてもちょっと変形する箇所が万が一あれば、その結果に基づいて、また次年度以降予算化して早期に対応していくという形で進んでいくことを想定しています。

◎中根委員 わかりました。

それと、和食ダムのような生活貯水池ダムの事業費が出ていますが、さっき幾つか言ってくださったけど、ちょっと聞き逃しているんですが、どこかということと、それから和食ダムのときは随分反対の声とかいろいろありましたけれど、新たにつくろうとしているダムについてそうした反対や危惧の声というのはいませんか。そこを教えてください。

◎濱田河川課長 現在、建設に向けて進んでいる箇所としましては、和食ダムは多目的ダムなんですけど、もう一つ生活貯水池ダムというのは大月町の春遠ダムがございまして。そこでの反対議論はというお尋ねですが、大月町の春遠ダムにつきましては、大月町はもともと大きな川がなくて、非常に上水にはいまだに御苦労しております。それで、かなり岬のところまで水を配るといふ施設も老朽化して、改修もままならないということで、非常に住民の方たちも水を欲するといひますか、要望が強うございまして、役場のほうにも反対ですとか、事業そのものに対する反対ですとか、そういうことは一切ございせん。

◎中根委員 どころどころでしたっけ。

◎濱田河川課長 和食ダムと春遠ダム。

◎中根委員 あと2つあるんですけど。永瀬ダムの民間委託という話がありましたが、今までの形がどうで、今後どうしようとしているのか、もう少し詳しく教えてください。

◎濱田河川課長 民間委託の件につきましては、県全体で進めておりましたアウトソーシングの流れの中で、委託可能な部分として通常の日常点検ですとか出水時の補助用務ですとか、そういう部分についてコンサルタント委託をしているもので、これにつきましては平成20年度から行っておるものです。それを継続すると。

◎中根委員 継続ということですね。

あともう一つなんですけど、河川の流水占用利用料の条例が出ています。この条例の新旧を見ていると、消費税絡みの計算式で新たな利用料もつくられてるのかなど。さっきも別の課にお聞きしたんですが、課税義務と納税義務、そのあたりは誰が誰に対して、誰から徴収して課税義務がそこにあるのか、納税義務が県の側にあるのか、そのあたりを教えてください。

◎濱田河川課長 流水占用料については、法的にはもう税を含んだっていう形になってるんですけど、本県につきましては税を加算する前の状態という定義になっております。これまで、その流水占用料につきましては、目的別にそれぞれ算定方式が条例で決められておりますが、今回についても場合、用途によれば免除するということもあるんですけど、今回の従属発電については免除規定に該当しないということで課税することになります。

◎中根委員 私が問題にしているのは、税抜きで計算をするので、本庁全体でやっているのであるんですけど、価格そのものが変動するときにも、議論は一切なしになると、そういう条例改定になるということ。何から何までがそんな形で条例が改定され、県民負担にな

るんだなあというのが、すごく心苦しいというか、そんなことしていいのかしらという思いがあるんですが。その議論はなかったですかね。

◎濱田河川課長 今回の流水占用料の条例整備につきましては、あくまでも発電事業ということでございますので、ひいてはそれが電力消費者にということになるんでしょうけれど、事業をして収益を上げるということでございますので、免除の対象とか、そういうことにはならないと考えます。

◎中内委員長 いいですかね。

そしたら、これで質疑を終わります。ここで休憩をいたします。

(休憩 15時34分～15時50分)

◎中内委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈防災砂防課〉

◎中内委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎藤平防災砂防課長 防災砂防課が所管します平成26年度の当初予算及び平成25年度2月補正予算について御説明いたします。

まず、平成26年度の歳入から御説明させていただきます。

資料No.2、議案説明書の492ページをお開きください。

7款の分担金及び負担金についてですが、表中央にあります節区分欄の(3)砂防費負担金については砂防単独事業、(4)の砂防整備費負担金については急傾斜地崩壊対策事業、(5)の災害関連費負担金につきましては、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴う市町村からの負担金です。

続きまして、8款の使用料及び手数料ですが、砂防設備敷地内に設置されている取水管等の使用料です。

9款の国庫支出金についてですが、災害復旧事業における国の負担金及び国庫補助事業の補助金です。

続きまして、493ページをお開きください。

12款の繰入金については、砂防単独事業費、がけくずれ住家防災対策費の一般財源に対応する地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入金になります。

15款の県債については、節区分にありますそれぞれの事業に対応しての県負担分の財政措置を伴うものです。

以上、平成26年度の防災砂防課の歳入予算は51億6,759万3,000円となります。

続きまして、歳出に移ります。

494ページをお開きください。

まず、砂防費についてです。1目の砂防費の5億682万2,000円ですが、これは県の単独事業が主であり、表右の説明欄に、495ページにまたがりありますが、細目の内訳をつけてございます。細目の1の砂防諸費につきましては、土砂災害の啓発活動である主に小学校で実施する子供防災キャンプ、災害時避難行動要援護者施設の管理者や県民に対して実施する防災学習会などに要する経費です。

2砂防調査費は、国庫補助事業である砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業といった砂防関係事業を国に要望するために、新規事業箇所の地形測量調査などに要する費用でございます。

495ページをお願いいたします。

3砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費は、土砂災害から警戒避難を支援するための雨量観測施設の維持管理などを行うものです。

4の砂防単独事業費は、国庫補助事業の採択基準を満たさない小規模な土砂災害発生の危険がある箇所を対象に、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設を施工するための経費です。また、25年度に引き続き、南海トラフ地震対策として、維持管理用階段等を既設の急傾斜地崩壊対策擁壁に対して取りつけ津波避難路として整備いたします。

5のがけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業として採択にならない小規模な斜面崩壊の危険箇所を対象に市町村が実施する防災事業への県費での補助です。補助金額は、25年度と同額の2億4,000万円を計上しています。

次に、2目の砂防整備費の30億6,702万3,000円ですが、これは現在、交付金事業となっております公共国庫補助事業が主なものです。細目1の通常砂防事業費は、大豊町の柳野谷川ほか計19溪流で、2の地すべり対策事業費は、大豊町の佐賀山ほか計13カ所で、3の急傾斜地崩壊対策事業費は、東洋町の中島上地区ほか計57カ所で事業費を計上しております。

4の総合流域防災事業費は、土砂災害に対するソフト対策である情報基盤整備事業を計上しております。この情報基盤整備事業は、土砂災害監視システムの整備促進を行い、避難基準雨量の収集、確認、高知气象台との連携によって、気象情報の一環である土砂災害警戒情報の提供を行い、市町村の警戒避難体制の支援に努めるものでございます。

5の砂防等基礎調査費は、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、急傾斜地などの土砂災害により被害のおそれのある地区において、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定するための基礎調査に充てる費用です。来年度は、高知市ほか15市町において、おおよそ1,000カ所の調査を行う予定です。

次に、496ページをお願いいたします。

6国の直轄砂防事業費負担金は、吉野川の中上流域で、国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業に対する県の負担金です。

次に、3目の災害関連費に移ります。

細目事業が1、2、3の災害関連緊急の砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策の各事業費は、土砂災害が発生した場合、当該年度において速やかに対策をするための所要額を計上しております。

497ページをお願いいたします。

4の河川等災害関連事業費は、災害復旧に改良費を加えて復旧することにより、再度災害を防止するための所要額を計上しております。

5の国直轄災害関連事業費負担金は、北川村平鍋地区の大規模な土石流対策として緊急的に砂防施設を整備する国直轄の特定緊急直轄砂防事業に対する県の負担金です。

次に、災害復旧費に移ります。

1目の土木施設災害復旧費については、18億643万9,000円を計上しております。細目事業1の公共土木施設災害復旧事業費は、498ページに説明がまたがっておりますけれども、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国土交通省関係施設の災害復旧を行うための事業費です。

なお、災害復旧事業は、災害発生から3カ年で完了させる事業でありますので、平成24年及び25年に発生した災害の復旧完成に要する費用及び平成26年に災害が発生した場合に対処するための費用も織り込みまして計上しております。

細目事業2の県単公共土木施設災害復旧事業費は、国庫負担の限度額を満たさない事業費が120万円未満の災害復旧を平成26年度内に行うための費用を計上しています。

3の災害諸費は、災害復旧事業の国への申請に必要な現地測量及び査定設計書の作成等を委託するための経費でございます。

4の市町村災害復旧事業指導監督事務費は、市町村が実施する災害復旧事業において、市町村業務の指導を行うための経費です。

5の国直轄災害復旧事業費負担金は、平成25年度発生の土佐市仁淀川における直轄災害復旧事業の26年度県負担金です。

以上により、計56億1,667万4,000円を防災砂防課の平成26年度当初予算案として計上しております。

続きまして、平成25年度の2月補正予算について歳入から御説明させていただきます。

資料No.4、議案説明書の248ページになります。そちらをお願いいたします。

歳入につきましては、事業費の増減に伴います負担金、県債の増減で、内訳につきましては表右の説明欄に細目の内訳を載せてあります。

なお、増額につきましては、国の経済対策による交付金事業の補正によるものであり、減額につきましては災害に関連する事業の確定に伴うものです。

249ページにありますとおり、合計で4億8,038万3,000円の減額をお願いするものでござ

ざいます。

続きまして、250ページ歳出について御説明いたします。

2目の砂防整備費ですが、国の経済対策による交付金事業の補正に対応する費用で、6億631万1,000円の増額をお願いいたします。

事業の内訳につきましては、細目事業1の通常砂防費は東洋町の三崎谷川など2溪流で、2の地すべり対策事業では大豊町の川井など5カ所の事業費を計上しております。

また、3の急傾斜地崩壊対策事業では、室戸市の中里など22カ所での事業費を計上しております。

4総合流域防災事業費は、既設の砂防設備及び地すべり防止施設の緊急改築を実施するための予算を計上しております。

5の国直轄砂防事業費負担金は、吉野川で国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄地すべり対策事業に対する県の負担金です。

次に、3目災害関連費に移ります。

251ページをお願いいたします。

細目事業1の災害関連緊急砂防事業、2、3の災害関連緊急の地すべり、急傾斜地崩壊対策の各事業費は、平成25年度において事業執行箇所がなかったことにより減額するものです。

4の河川等災害関連事業費は、宿毛市の二ノ宮の篠川において実施している災害関連事業の25年度実施分を平成24年度に前倒し実施したことにより減額するものです。

5の市町村災害関連事業指導監督事務費は、宿毛市が宿毛市二ノ宮の高石大橋において実施する災害関連事業に係る指導監督に必要な経費で、宿毛市の事業費の減額により減額するものです。

6の国直轄災害関連事業費負担金は、北川村平鍋地区の特定緊急直轄砂防事業に対する県の負担金です。

以上により7,635万6,000円の減額をお願いするものです。

次に、災害復旧費に移ります。

252ページをお願いいたします。

1目の土木施設災害復旧費ですが、細目事業1の公共土木施設災害復旧事業費、2の県単公共土木施設災害復旧事業費、3の災害諸費、4の市町村災害復旧事業指導監督事務費、いずれも事業費の確定に伴う減額調整でございます。

次に、253ページをお願いいたします。

細目事業5の国直轄災害復旧事業費負担金は、平成25年度発生の四国横断自動車道、大渡ダム、仁淀川の直轄災害復旧事業の25年度県負担金で、1億270万9,000円の増額をお願いするものです。

以上によりまして10億3,435万6,000円の減額をお願いするものです。

以上、これらをあわせまして、防災砂防課の平成25年度2月補正予算歳出予算については、計5億440万1,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費の追加に関する説明に移ります。

254ページをお願いいたします。

砂防費の砂防単独事業費は、計画調整により日時を要したため1億6,178万4,000円、がけくずれ住家防災対策費は、市町村工事遅延のため3,275万2,000円の繰り越しをお願いするものです。がけくずれ住家防災対策事業費の繰り越しについては、入札の不調、不落によるもので、今年度限りの措置となります。

砂防整備費の地すべり対策事業費は、工事車両の通行に伴う騒音、振動の問題で、地元調整に不測の日数を要したためなどにより1億9,263万7,000円、総合流域防災事業費は土砂災害警戒情報の発令手順の変更に際して関係機関との計画調整に日数を要したことなどにより6,532万9,000円の繰り越しをお願いするものです。砂防等基礎調査費は、計画調整に日時を要したため2,062万8,000円、災害関連費の災害関連緊急砂防事業費は、近接箇所での関連工事等の調整が生じたため、2,328万3,000円の繰り越しをお願いするものです。

また、災害復旧の公共土木施設災害復旧事業費では、越知町柳瀬川ほか76カ所において計画調整に日時を要したことなどにより合計5億9,948万6,000円、市町村災害復旧事業指導監督事務費では、市町村工事の繰り越しに伴い493万2,000円、2事業合わせまして6億441万8,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更に関する説明に移ります。

255ページをお願いいたします。

砂防整備費の2事業におきまして、9月議会、12月議会で、繰り越しについて承認をいただいておりますが、大豊町柳野谷川で堰堤基礎部の地盤改良工の再検討に不測の日数を要したことなどへの対応として20億9,978万3,000円に変更をお願いするものです。

繰越明許費の追加、変更のいずれの事業におきましても、労働者、資材などの不足による不調、不調の防止に向けて適正な工期で発注し、事業の活性を図ってまいります。

続きまして、資料No.5条例その他議案の195ページをごらんください。

第92号議案権利の放棄に関する議案となります。こちらについて御説明させていただきます。

お配りしております参考資料、防災砂防課のインデックスがついたページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは、平成17年7月19日に契約しました県道足摺公園線道路災害復旧工事において、相手方の経営状況悪化に伴う契約不履行により契約解除をした際に生じた契約の違約金18万4,065円が回収不能となっております。当該債権を放棄することについてお願い

するものです。

平成17年8月24日に債務者から契約解除願の届け出があり、違約金が発生したことをもって同年の9月8日に納付書を送付しております。ところが、入金がないこと、その後催促状を送付し、代表者、役員に個別に当たりましたが、所在をつかむことができず、債務者の法人登記されている住所地も建物は既に取り除かれ更地になっている状態でございます。

その後、代表者の所在が滋賀県に転居していることが判明いたしまして、照会状を幾度となく送付しておりますが、返送、連絡もなく、代表者とも依然接触できない状態が続いております。

強制執行等に要する経費を考慮しますと、明らかに債務額、この約18万円を明らかに超え、また法人の実態のない状況でこれ以上徴収を続けていくことは極めて困難ということから、平成23年8月30日付で地方自治法施行令第171条の5第1号による徴収停止処分を行っております。

なお、債務者は、法的な整理を行っておりません。その後の再調査でも、状況に変化がないことから、今後も回収が見込めないため、今回債権の放棄をお願いするに至ったものでございます。

以上で防災砂防課の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎樋口委員 安芸市街地、あそこは水があふれる寸前までいくことが何回もあるんですが、このミニ砂防ダムの完成が急がれることと、それから1個じゃいけないのでよね、これからどのような考えでいらっしゃいますか。

◎藤平防災砂防課長 私も水害があった当時、こちらには在籍しておりませんでしたけれども、資料、写真、その他で確認しますと、確かに本川が土砂、砂利で埋まって、それで水があふれてしまうという災害があったかと思えます。砂防のテリトリーというのは、その本川につながるよりも上のところで土砂が入らないように、治水上砂防のため支障がないように取り組むという形でして、土砂が入り込むことによる災害を予防するためにも砂防の堰堤群、整備を進めてきているところでして、それに対応するのはそれぞれの本川につながってるそれぞれの支川で荒廃の状況が大きいところ、土砂が出やすいと思われるところから順次取り組んでいるところです。最も直近のもので今事業化に取り組んでいるところは、本体着工が26年度で、27年度で完成させるものが1基ございます。ここは、支川たくさんありますので、順次荒廃の著しいところから対応していくことで、大きな雨が合ったときに土砂が本川に入って水があふれるという災害を予防することを意識しつつ、支川の谷の出口で土石流が出て、出口に住んでる方が亡くなることも同時に防げるような砂

防堰堤を配置していくことを考えておりますし、現在進めてるところです。

◎中面委員 参考のために教えていただきたいんですが、伊豆の大島で大規模な地すべり災害がありましたよね。報道見とって、こんなに大規模に滑ったことは初めてだという地元の話があって、素人が見てて、林道をいっぱい抜いてるんですよね、滑った部分が。それで、林道は農林水産省の管轄ですから、余り考えずにどんどんつくってるんでしょうけど、大島、鹿児島もそうですけど、火山灰地ですよね。だから、高知県なんかとは土壌が違うことはよくわかります。あの事故の原因分析が林道を抜いたことによって水がしみやすいとかいろんな影響があったのかどうか、検証されてるのかどうか、検証されているとしたら火山灰地じゃない、高知県のようなところでもそういう林道を多目に抜いたところは滑りやすいという心配があるのかどうか、そこをちょっと教えてもらえませんか。

◎藤平防災砂防課長 一般論としては、そういう可能性もあり得るのかもしれませんが、今回の伊豆大島に限っていいますと、林道の影響である災害が助長されたという、もうそういうレベルを超えたとしてつもない大雨、气象台が本来特別警報を出すべきだったんじゃないかと言われるような、气象台の定義ではおおむね100年に一回ぐらいはあるかないかっていうような特別警報相当の雨であれば、林道があろうがなかろうが、火山灰土壌ですとほぼもたない状態だったかと思えます。

研究されてる方のお話を伺うと、どちらかというとも林道が災害を助長したというよりも、林道がなかったときは人がそもそもそこに入り込むことを念頭に置いてなかったと、そういう場所で災害が起きたと、むしろ開発が進み過ぎたっていう、そちらがどうも今回の反省点というか教訓として一番大きいところだと聞いてます。

◎中面委員 開発が進み過ぎたっていうのは、道路も含めてあの山の上のほうに何かあって、そこが例えば木が切られてて、そういう意味ですか。

◎藤平防災砂防課長 そういう意味ではなくて、もともと古い集落は海沿いにしかなかったんですけれども、逆に道をつけたことによって人が入れる、居住できるようになってしまったというところが一番大きい素因で、さらに言えばとてつもない雨で、普通私ども仕事するときは流域で、この川はこの流域と言ってますけれども、ああいう雨のときにはもう流域そのものが、あちらに流れていた川がこちら側に流れてしまう、河川争奪という位置も量も変わってしまう現象が起きてしまうと、もとの地形をもとに出てくる土石流の量を推定し、計算してる現象の前提が変わってしまったので、当然そこが尾根だったところに砂防ダムを計画しませんので。そういう盲点の雨で、かつ火山灰土壌ですとそういうことが比較的起きやすい、そういうことがあったようです。

◎中面委員 それその被害を受けた下のほうですよ。だから、崩れたことには直接関係ないですよ。それで、崩れることと林道で山をいじると、人間の手加えるともろくなりますよね、山全体がね。そら火山灰土に限らずこの高知県の道路なんかもね。そういう心

配は別にする必要がないっちゅうのはね、林道つくるのは高知県の場合、林業振興部の管轄でしょうから勝手につくりますわね。だからといって、そこが滑りやすくなるわけじゃないと、必ずしも関連はないという認識でいいですね。

◎藤平防災砂防課長 あの災害を見ますと、滑り落ちたところが、それより古い時代に積もった火山灰と、その下の溶岩の境界のところが滑ってますので、林道でいじるような高さとか木の根の生える深さとかというのを超えたもっと深いところから来てますので、今回の災害の教訓としては因果関係は恐らくないだろうと。ただし、委員おっしゃるように、一般論としてそういう可能性はあり得るんだと思うんですが。

◎中内委員長 ほかに。

(な し)

◎中内委員長 なければこれで質疑を終わります。

〈道路課〉

◎中内委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中島道路課長 道路課からは、平成26年度当初予算案と平成25年度補正予算案につきまして説明をさせていただきます。

最初に、平成26年度当初予算から説明をいたします。

②議案説明書当初予算の500ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

7 分担金及び負担金は、県単道路改良に係る市町村の負担金及び電線地中化共同工に係る建設負担金でございます。

8 使用料及び手数料の1 使用料は、県営渡船場の使用料と道路占有物に対する占用料でございます。

2 手数料は、特殊車両の通行許可に係る手数料や証明事務手数料でございます。

9 国庫支出金は、防災・安全社会資本整備交付金など国からの補助金交付金でございます。

次の501ページに移ります。

10財産収入は、廃道敷地やガードレールなどの売却収入でございます。

12繰入金は、地域経済活性化・雇用創出臨時基金からの繰入金でございます。この基金を活用しまして1.5車線の道路整備事業などを進めることとしております。

14諸収入は、市町村からの受託事業収入及び非常勤職員、臨時的任用職員の労働保険料でございます。

次の502ページをお願いいたします。

15県債は、改築、改良等の事業に充てる道路橋梁事業債、国直轄事業の負担金に充てる国直轄道路事業費負担金債でございます。

次に、歳出を説明いたします。

503ページをお願いいたします。

道路課の平成26年度当初予算は301億4,415万6,000円で、前年度に比べて49億8,787万3,000円の減、対前年度比0.86パーセント減となっております。減額の主な要因は、道路公社の高知桂浜道路の建設償還金35億2,000万円が平成25年度限りであったことや、本四高速の出資金7億4,000万円が25年度で終了したことによるもので、これらを除きますと、前年度並みの予算となっております。

右の説明欄に記載されている順に主なものについて説明いたします。

まず、ページ一番下、1目道路橋梁管理費の1人件費でございますが、次のページに続いて記載されておりますが、道路のパトロール業務に従事しております道路整備員の人件費でございます。

次の2道路橋梁総務費の調査等委託料は、県管理道路における路面性状調査などの各種調査委託や道路啓開計画の作成に関する委託などがございます。

高知県道路利用者会議等負担金は、高知県道路利用者会議や日本道路協会など、道路関係各種会議などへの負担金でございます。

続きまして、3道路維持管理費でございます。県が管理いたします国道及び県道の維持管理に要する経費でございます。主な内容は、道路維持・補修に係る委託料やトンネル、橋梁、交通安全施設などの修繕工事請負費などがございます。

次に、4の渡船費でございます。一般県道弘岡下種崎線の長浜一種崎間の県営渡船の運航に係る委託料及び運営に係る経費のほか老朽化に伴い船体を更新するための実施設計委託や建造に係る工事請負費などがございます。

次のページをお願いいたします。

5の道路改良費でございます。せいかつのみち整備事業費は、地域の抱える身近な課題に対応し、地元の実情に精通している事務所長の判断により、迅速に対応することで、住民の方々の満足度を高める所長裁量の予算の事業でございます。

次に、地方特定道路整備事業費は、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある道路整備について、交付金事業と県単独事業を組み合わせる事業のうち県単独事業分で、188カ所で予定をしております。

あんぜんな道づくり事業費は、落石による危険箇所解消のため、ストーンガード、ロックネットなどの対策工を行い、通行の安全を図るものがございます。

交通安全施設整備費は、道路の安全な通行を確保するため、交差点改良や歩道、防護柵などの交通安全施設整備を行うものがございます。

次に、6道路情報化推進事業費は、高知情報化戦略の中で、地域ITSの推進として位置づけられている事業で、K o C o R o ウェブシステムの保守や総合防災情報システムの

保守管理、道路GISの保守などの経費でございます。

7の高規格道路等建設促進事業費の四国開発幹線自動車道建設期成同盟会負担金は、四国8の字ネットワークの整備促進のため、四国4県で取り組んでおります期成同盟会に対する負担金でございます。

高規格道路等関連公共施設整備促進事業費補助金は、高知東部自動車道、中村宿毛道路、高知松山自動車道に関連する周辺整備として、南国市など5市町が行います道路や水路等の整備に対して補助を行う経費でございます。

続きまして、2目の道路橋梁改良費でございます。1道路改築費は、地域高規格道路阿南安芸自動車道北川道路におきまして、道路改築を行うものでございます。

2社会資本整備総合交付金事業費は、国道やインターチェンジ関連の県道などの改築事業や地域の課題に対応する目標を設定し、その地域で一体的に実施する必要がある1.5車線の整備や交通安全対策など複数の事業を組み合わせる道路整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3防災・安全交付金事業費は、県民の命と暮らしを守るインフラの再構築や生活空間の安全確保、資質の向上に資する事業を行うもので、道路改良、防災・震災対策、道路修繕、交通安全対策などを行う経費でございます。

4市町村事業指導監督事務費は、市町村が施工します国庫補助事業の交付申請の受理、審査等を法定受託事務として行うために必要な経費でございます。

5国直轄事業費負担金は、国が管理します国道の道路改良費等に係る県の負担金でございます。

続きまして、508ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。国道439号社会資本整備総合交付金事業費、木屋ヶ内トンネルから県道足摺岬公園線防災・安全交付金事業費、払川橋までの4件につきましては、トンネルや橋の大規模な工事につきまして債務負担行為により効率的な執行を行い、一連の工事の完成を図るものでございます。

以上が平成26年度当初予算でございます。

続きまして、平成25年度補正予算について説明をいたします。

④議案説明書補正予算の256ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事業費の増減に伴います負担金、国庫補助金、財産売払収入、受託事業収入、次の257ページにあります県債の増減などで、補正額は合計8億9,421万8,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、258ページをお願いいたします。

道路橋梁費全体で1億1,213万7,000円の増でございます。

補正予算につきましても、右の説明欄に記載されている順に主なものについて説明をいたします。

まず、1目道路橋梁管理費でございます。1道路橋梁総務費調査等委託料は、国の補正予算対応によるもので、トンネル、道路標識、道路照明などの道路ストックの総点検や橋梁長寿命化修繕計画の修正を行い、効果的、効率的な補修方法の検討を行う経費でございます。

2道路改良費、地方特定道路整備事業費は、国庫補助事業と県単独事業を組み合わせる行う道路整備事業の県単独分ですが、国の経済対策の補正による交付金事業に振りかえたため減額するものでございます。

3高規格道路等建設促進事業費は、次のページにも記載されておりますが、これは市町村への補助金の所要額が見込みを下回ったために減額を行うものでございます。

4道路公社改革推進費は、高知県道路公社の運転資金として市中銀行から借り入れた金利が見込みを下回ったことや、料金収入と維持管理費等の精算による減額でございます。

続きまして、2目道路橋梁改良費は、国の内示差等により1億4,225万4,000円の増をお願いするものでございます。

1社会資本整備総合交付金事業費及び2防災・安全交付金事業費は、国からの内示差及び国の補正予算に対応したことによる増減でございます。

3国直轄道路事業費負担金は、国からの内示差、前年度の精算額による減でございます。

続きまして、繰越明許費について説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも承認をいただいておりますが、その後の変化により追加、変更をお願いするものです。

まず追加分でございます。1目道路橋梁管理費の道路橋梁総務費では、国補正予算対応によるものが1件と通行規制に関して関係機関や地元との協議など計画調整等に日時を要したことによる1件の計2件で、4億7,700万9,000円を、2目道路橋梁改良費の道路改築費では、国道493号において地元との計画調整に日時を要したため8,140万7,000円、それぞれ繰越予定をお願いするものでございます。

次に、変更分を説明いたします。

1目道路橋梁管理費の道路改良費では、県道安田東洋線ほか63件におきまして、工事に伴う濁水対策について漁協関係者との協議などの計画調整や工法協議などに日時を要したため、9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて24億1,423万7,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

次の2目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費では、国道493号ほか24件に

おきまして計画調整や補償交渉などに日時を要したため、また国の補正予算対応のため、9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて20億8,486万8,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

次に、防災・安全交付金事業費では、県道中土佐佐賀線ほか196件におきまして計画調整や用地交渉などに日時を要したため、また国補正予算対応のため、9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて90億9,589万6,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

以上で道路課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎土居委員 渡船費のところ、実施設計等委託料ということですが、これ新たにつくるやつですか。

◎中島道路課長 26年度に新たな船を建造いたします。27年度4月から運航を開始する予定でございます。

◎土居委員 この下の建造工事請負費というのはそれですか。

◎中島道路課長 建造費でございます。

◎土居委員 今度つくられる規模と、それから今の船はもうどれくらいたちますかね。

◎中島道路課長 規模については、大きさは長さとは幅は全く同じでございますが、高さが若干低くなります。能力も全く同じでございます。それと定員数については74人を想定しております。年間7万人の方が利用されておりますし、バスも年平均10台ぐらい、お遍路さんを中心においでしておりますので、そのバスへの対応ということも考慮しまして70人の定員で、ほぼ現在の船と同じ形でリニューアルしたいと思っております。

◎土居委員 そのバス対応というのがちょっとわかりませんが、バス対応というのはどういうやり方です。

◎中島道路課長 定員を考慮したときに、一応大型バスが来ても対応できるようにということで74人ということにさせていただいております。

◎樋口委員 先日、高規格道が野市まで通ったわけですね。当然高知から見たら重要度は空港までで、一生懸命空港まで高知市から使ってますね。野市と空港の間の物部川、あそこが全然具体的な話がないんですが、最終的にはあそこをつながなきゃ意味ないんですが、それは今どんな現状で、これからどんなになるか、ちょっと。

◎中島道路課長 もう既に事業化はされておきまして、今用地買収を進めております。この間、高知ジャンクションからずっと安芸西までの間でやはり優先的に整備したいというのが今回の野市と芸西の間、2車線で渋滞もあっておりましたので、県としてはあそこの整備を優先していくというふうに考えてます。それから次には空港まで。やはり一番最

後になりますのが、残った空港と野市の間ということでございますが、国のほうで順次用地買収に入っていただいておりますので、県としても支援していきたいと思っております。

◎樋口委員 大体どれくらい先をめぐりにされてるわけですかね。

◎中島道路課長 用地買収に入ったばかりのところでした、特に南国市と野市、物部川の左岸側の野市のほうについては、まだ地元のほうと設計協議をしている段階ですので、今の時点で供用のめどは立てれないという状況でございます。

◎樋口委員 あの橋に結構金がかかるわけですね、時間も。橋から手つけるというような考えもあることはあるんですが、そこはどうなんです。

◎中島道路課長 やはり、国としては一団の用地が買えたところから入っていくようになりますが、その全体的な供用をにらんでの橋の発注ということになるろうかと思えます。

◎中内委員長 ほかにないですかね。

(なし)

◎中内委員長 なければ、これで終わります。

お諮りいたします。

本日はこの辺でおきたいと思いますが、御異議ないですかね。

(異議なし)

◎中内委員長 以上をもって、本日の委員会を終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎中内委員長 それでは、以後の日程についてはあすの午前10時から行いますので、よろしくお願ひし、本日の委員会はこれで閉会します。 (16時37分閉会)